

リンク付き版

(平成 26 年 8 月 18 日時点)

斜字は策定後に追記・修正している箇所

国土交通省 インフラ長寿命化計画（行動計画）

平成 26 年度～平成 32 年度

平成 26 年 5 月 21 日
国土交通省

目次

<u>I. はじめに</u>	1
<u>II. 国土交通省の役割</u>	2
<u>III. 計画の範囲</u>	2
1. 対象施設	2
2. 計画期間	3
<u>IV. 対象施設の現状と課題</u>	4
1. 点検・診断／修繕・更新等	6
(1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保	6
(2) 地方公共団体等への予算に関連する措置	6
(3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し	7
(4) その他	7
2. 基準類の整備	7
(1) 体系的な整備	7
(2) 地域の実情に応じた基準類の整備	8
(3) 新たな技術や知見の基準への反映	8
3. 情報基盤の整備と活用	9
(1) 不足情報の収集	9
(2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約	9
(3) 情報の利活用と発信・共有	9
4. 個別施設計画の策定・推進	10
(1) 計画策定の推進	10
(2) 計画内容の充実	11
5. 新技術の開発・導入	11
(1) 技術研究開発の促進	11
(2) 円滑な現場展開	12
6. 予算管理	13
(1) トータルコストの縮減と平準化	13
(2) 受益と負担の見直し	14
7. 体制の構築	14
(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成	14
(2) 管理者間の相互連携体制の構築	15
(3) 担い手確保に向けた環境整備	15
(4) 国民等の利用者の理解と協働の推進	16
8. 法令等の整備	16
(1) 責務の明確化	16
(2) 社会構造の変化に対応した制度の構築	16
<u>V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し</u>	17

VI. 必要施策に係る取組の方向性	18
1. 点検・診断／修繕・更新等	18
(1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保	18
(2) 地方公共団体等への予算に関連する措置	19
(3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し	19
(4) 施設毎の取組	21
① 道路	21
② 河川・ダム	24
③ 砂防	27
④ 海岸	28
⑤ 下水道	30
⑥ 港湾	31
⑦ 空港	32
⑧ 鉄道	34
⑨ 自動車道	36
⑩ 航路標識	36
⑪ 公園	37
⑫ 住宅	38
⑬ 官庁施設	38
⑭ 観測施設	40
(5) その他	41
2. 基準類の整備	41
(1) 体系的な整備	41
(2) 地域の実情に応じた基準の整備	41
(3) 新たな技術や知見の基準類への反映	41
(4) 施設毎の取組	42
① 道路	42
② 河川・ダム	43
③ 砂防	45
④ 海岸	46
⑤ 下水道	47
⑥ 港湾	48
⑦ 空港	49
⑧ 鉄道	50
⑨ 自動車道	51
⑩ 航路標識	52
⑪ 公園	53
⑫ 住宅	53
⑬ 官庁施設	54
⑭ 観測施設	54
3. 情報基盤の整備と活用	55
(1) 不足情報の収集	55
(2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約	55

(3) 情報の利活用と発信・共有	55
(4) 施設毎の取組	56
① 道路.....	56
② 河川・ダム.....	56
③ 砂防.....	57
④ 海岸.....	58
⑤ 下水道.....	59
⑥ 港湾.....	59
⑦ 空港.....	60
⑧ 鉄道.....	61
⑨ 自動車道.....	62
⑩ 航路標識.....	62
⑪ 公園.....	63
⑫ 住宅.....	63
⑬ 官庁施設.....	64
⑭ 観測施設.....	65

4. 個別施設計画の策定・推進 65

(1) 対象施設	65
(2) 計画策定の推進と内容の充実	67
(3) 施設毎の取組	67
① 道路.....	67
② 河川・ダム.....	68
③ 砂防.....	68
④ 海岸.....	69
⑤ 下水道.....	70
⑥ 港湾.....	71
⑦ 空港.....	72
⑧ 鉄道.....	72
⑨ 自動車道.....	73
⑩ 航路標識.....	73
⑪ 公園.....	73
⑫ 住宅.....	74
⑬ 官庁施設.....	75
⑭ 観測施設.....	75

5. 新技術の開発・導入 76

(1) 技術研究開発の促進	76
① 適切な役割分担の下での産学官の連携	76
② 管理ニーズと技術シーズのマッチング等	76
(2) 円滑な現場展開	77
(3) 施設毎の取組	77
① 道路.....	77
② 河川・ダム.....	78
③ 砂防.....	79

④ 海岸	79
⑤ 下水道	80
⑥ 港湾	80
⑦ 空港	81
⑧ 鉄道	82
⑨ 自動車道	82
⑩ 航路標識	82
⑪ 公園	83
⑫ 住宅	83
⑬ 官庁施設	84
⑭ 観測施設	84

6. 予算管理 84

(1) トータルコストの縮減と平準化	84
(2) 受益と負担の見直し	85
(3) 施設毎の取組	86
① 道路	86
② 河川・ダム	87
③ 砂防	88
④ 海岸	88
⑤ 下水道	89
⑥ 港湾	89
⑦ 空港	89
⑧ 鉄道	90
⑨ 自動車道	91
⑩ 航路標識	91
⑪ 公園	91
⑫ 住宅	92
⑬ 官庁施設	92
⑭ 観測施設	93

7. 体制の構築 93

(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成	93
(2) 管理者間の相互連携体制の構築	93
(3) 担い手確保に向けた環境整備	94
(4) 国民等の利用者の理解と協働の推進	94
(5) 施設毎の取組	95
① 道路	95
② 河川・ダム	98
③ 砂防	99
④ 海岸	100
⑤ 下水道	101
⑥ 港湾	102
⑦ 空港	103
⑧ 鉄道	103

⑨	自動車道	104
⑩	航路標識	104
⑪	公園	105
⑫	住宅	105
⑬	官庁施設	106
⑭	観測施設	106
8. 法令等の整備		106
(1)	責務の明確化	106
(2)	社会構造の変化に対応した制度の構築	106
(3)	施設毎の取組	107
①	道路	107
②	河川・ダム	108
③	砂防	108
④	海岸	109
⑤	下水道	109
⑥	港湾	110
⑦	空港	110
⑧	鉄道	110
⑨	自動車道	111
⑩	航路標識	111
⑪	公園	111
⑫	住宅	111
⑬	官庁施設	111
⑭	観測施設	111
VII. フォローアップ計画		111

I. はじめに

平成24年12月2日、中央自動車道笹子トンネル天井板落下事故が発生した。このような事故を二度と起こさないよう、国土交通省では、平成25年を「社会資本メンテナンス元年」と位置付け、取組を進めてきた。同年1月21日に国土交通大臣を議長とする「[社会資本の老朽化対策会議](#)」を省内に設置し、同年3月21日には、3か年にわたる工程表として「[社会資本の維持管理・更新に関し当面講すべき措置（以下「当面講すべき措置」という。）](#)」をとりまとめ、これに基づく取組を順次進めている。

これまで、笹子トンネルと同種・類似の事故が発生しないようトンネル内の附属物等を対象とした緊急点検を完了したほか、利用者や第三者への被害を回避することを目的とした優先施設への集中点検、基準類の見直し、データベースの整備をほぼ完了するなど、概ね工程表どおりに進捗しているところである。

今後も、工程表に基づく取組を継続し、点検・診断の結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」の構築に向け、着実に取組を推進していく必要がある。

一方、政府全体の取組として、平成25年10月4日、「[インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議](#)」が設置され、同年11月29日には、国民生活やあらゆる社会経済活動を支える各種施設をインフラとして幅広く対象とし、戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画として、「[インフラ長寿命化基本計画（以下「基本計画」という。）](#)」をとりまとめられた。

今後は、国を始め、地方公共団体や民間企業等の様々なインフラの管理者等が一丸となって戦略的な維持管理・更新等に取り組むことにより、国民の安全・安心の確保、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減や予算の平準化、メンテナンス産業の競争力確保を実現する必要がある。

このため、基本計画に基づき、国土交通省が管理・所管するあらゆるインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画として、「[国土交通省インフラ長寿命化計画（以下「行動計画」という。）](#)」を策定する。

これに基づき、新設から撤去までの、いわゆるライフサイクルの延長のための対策という狭義の長寿命化の取組に留まらず、更新を含め、将来にわたって必要なインフラの機能を発揮し続けるための取組を実行することにより、これまで進めてきたメンテナンスサイクルの構築と継続的な発展につなげる。

Ⅱ. 国土交通省の役割

国土交通省の任務は、国土交通省設置法第3条の規定において、「国土交通省は、国土の総合的かつ体系的な利用、開発及び保全、そのための社会資本の整合的な整備、交通政策の推進、観光立国の実現に向けた施策の推進、気象業務の健全な発達並びに海上の安全及び治安の確保を図ることを任務とする。」とされており、その任務を達成するための事務を所掌している。このため、各インフラの的確な維持管理・更新等が行われるよう、体制や制度等を構築するという、いわゆる「所管者」としての役割を担っている。

一方、各事業等に係る法令等に基づき、自らがインフラの「管理者」として、的確な維持管理・更新等を実施する役割も担っている。

このため、本行動計画では、これらの二つの立場から国土交通省として取り組むべき施策のとりまとめを行い、国土交通行政全体として、戦略的な維持管理・更新等に向けた取組を強力に推進する。

Ⅲ. 計画の範囲

1. 対象施設

国土交通省が維持管理・更新等に係る制度や技術を所管するインフラについて、法令等で位置付けられた全ての施設を対象とする（具体的な対象施設は次表のとおり）。

IV. 対象施設の現状と課題

分野	対象施設	主な根拠（関連）法令等
道路	道路施設（橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）等）	道路法 第2条第1項
河川・ダム	河川管理施設（ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋、堤防、護岸、樹林帯等）	河川法 第3条第2項
砂防	砂防設備	砂防法 第1条
	地すべり防止施設	地すべり等防止法 第2条第3項
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 第2条第2項
海岸	海岸保全施設（堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等）	海岸法 第2条第1項
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）	下水道法 第2条第2項
港湾	港湾施設（水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設）	港湾法 第2条第5項及び第56条の2の2 港湾法施行令 第19条
空港	空港土木施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、排水施設、共同溝、地下道、橋梁、場周・保安道路、のり面、擁壁、護岸、道路・駐車場等）	航空法施行規則 第79条及び第92条
	航空保安施設	航空法施行規則 第1条 電波法施行規則 第3条
	空港機能施設（航空旅客の取扱施設）	空港法 第15条
鉄道	鉄道（線路、停車場、電気設備、運転保安設備）	鉄道に関する技術上の基準を定める省令 第90条
	軌道（軌道、線路建造物、電力設備、保安設備、通信設備）	軌道運転規則 第12条、第13条、第17条、第19条及び第20条
	索道（索道線路等、停留場、原動設備、握索装置等、保安設備）	索道施設に関する技術上の基準を定める省令 第42条
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）等	一般自動車道構造設備規則 第11条、第12条、第16条、第17条及び第29～34条
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）	航路標識法 第1条第2項
公園	都市公園等（都市公園、特定地区公園（カントリーパーク））	都市公園法 第2条第1項 社会資本整備重点計画法施行令 第2条第2号
住宅	公営住宅	公営住宅法 第2条第2号及び第9号
	公社賃貸住宅	地方住宅供給公社法 第21条第3項第1号
	UR賃貸住宅	独立行政法人都市再生機構法 第3条
官庁施設	官庁施設（庁舎、宿舎等）	官公庁施設の建設等に関する法律 第13条第1項
観測施設	測量標（電子基準点、駿潮場）	測量法 第10条第1項第1号
	気象レーダー施設	気象業務法 第3条第1項

2. 計画期間

平成26年度（2014年度）を初年度とし、基本計画に示されたロードマップにおいて、一連の必要施策の取組に一定の目途を付けることとされた平成32年度（2020年度）までを計画期間とする。

IV. 対象施設の現状と課題

IV. 対象施設の現状と課題

国土交通省が所管するインフラは、道路、鉄道、港湾、空港といった産業インフラ、河川管理施設や砂防等の国土保全のためのインフラ、下水道や公園等の生活関連インフラ等、多岐にわたっている（各インフラの施設数等は次表のとおり）。

これらの整備は、昭和30年頃からは産業インフラ、昭和50年頃からは生活関連インフラについて集中的に進められるなど、時代の要請に応じた対応がなされてきた。その結果、整備時期は施設によってバラツキが見られ、管理主体も国、地方公共団体、民間企業等様々である。また、その管理形態も、施設に不具合が生じてから修繕を行う「事後保全」、定期的に交換・更新を行う「時間計画保全」、劣化・損傷等の状態に応じて修繕・更新を行う「状態監視保全」等、施設の特性に応じて様々である。

これらを背景に、維持管理・更新等に係る取組状況も、施設毎、管理者毎に異なる状況にあり、本来、同じ対応が求められる施設であっても、メンテナンスサイクルのあらゆる段階で大きな差異が生じている。

今後、厳しい財政状況や人口減少、少子高齢化の進展等といった社会構造の変化によって、これまでの制度や体制では安全性を確保し続けることが困難な施設も想定される中、既に現場が直面している課題について施設類型や管理者毎の違いも含めて明らかにし、その解決に向けた取組を迅速かつきめ細かく進めていくとともに、中長期的な社会経済情勢の変化を見据え、持続可能なメンテナンスの構築に向けた取組を進める必要がある。

分野	施設	建設後50年以上経過する 施設の割合※1			管理者※2	施設数			
		平成25年 3月現在	10年後	20年後					
道路	橋梁 (橋長2m以上)	16%	40%	65%	国	27,222 橋			
					高速道路会社	16,438 橋			
					都道府県	129,916 橋			
					政令市	47,593 橋			
					市区町村	478,068 橋			
	トンネル				国	1,299 本			
					高速道路会社	1,583 本			
					都道府県	4,790 本			
					政令市	335 本			
					市区町村	2,369 本			
河川・ダム	河川管理施設※3	6%	20%	47%	国※4	10,508 施設			
					都道府県・ 政令市	19,223 施設			
砂防	砂防堰堤、床固工 ※5	3%	5%	21%	都道府県	95,675 基			

IV. 対象施設の現状と課題

海岸	海岸堤防等※6	10%	31%	53%	都道府県・市町村	7,989 km
下水道	管渠	2%	8%	22%	都道府県	6,997 km
					政令市	98,875 km
					市町村等	322,006 km
					都道府県	185 箇所
	処理場	—※7	—※7	—※7	政令市	150 箇所
					市町村等	1,829 箇所
					国	4,025 施設
港湾	港湾施設※8	11%	27%	51%	都道府県※9	31,883 施設
					政令市	2,126 施設
					市町村等※10	5,586 施設
					国	28 空港
空港	空港	19%	48%	63%	地方公共団体	65 空港
					民間企業	4 空港
					鉄道事業者等	102,293 橋
鉄道	橋梁	51%	70%	83%	トンネル	4,737 本
	トンネル	60%	81%	91%	鉄道事業者等	
自動車道	橋	34%	87%	87%	民間企業	67 橋
					地方道路公社	25 橋
	トンネル	67%	100%	100%	民間企業	8 本
					地方道路公社	1 本
航路標識	航路標識※11	12%	25%	38%	国	5,380 基
公園	都市公園等	4%	11%	38%	国	17 施設
					都道府県	516 施設
					政令市	23,634 施設
					市区町村	76,944 施設
公営住宅	公営住宅	3%	30%	60%	都道府県	931,689 戸
					政令市	390,602 戸
					市区町村	848,358 戸
官庁施設	官庁施設※12	8%	22%	36%	国	48,466 km ²

出典：社会資本整備審議会・交通政策審議会「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」（平成25年1月2月）参考資料「社会資本に関する実態の把握結果（試行版）」等より作成（数値はH25年4月時点とりまとめ。今後精査等により変更の可能性あり）

※1 建設後50年以上経過する施設の割合については建設年度不明の施設数を除いて算出した。

※2 港湾は、管理者ではなく所有者。

※3 国：堰、床止め、閘門、水門、揚水機場、排水機場、樋門・樋管、陸閘、管理橋、浄化施設、その他（立坑、遊水池）、ダム。

都道府県・政令市：堰（ゲート有り）、閘門、水門、樋門・樋管、陸閘等ゲートを有する施設及び揚水機場、排水機場、ダム。

※4 独立行政法人水資源機構法に規定する特定施設を含む。

※5 国が施工管理者として管理する施設を含む。

※6 堤防、護岸、胸壁（いすれも他省庁所管分を含む）。国が権限代行で整備した施設は都道府県・市町村に含む。東日本大震災の被災3県（岩手、宮城、福島）は含まず。

※7 処理場は、供用開始後、段階的な増設を行っており、供用開始年度のみをもって、一概に当該施設の経過年数とは言えない。

※8 水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設。

※9 一部事務組合含む

※10 港務局含む

※11 灯台、灯標、灯浮標、船舶通航信号所等。

※12 庁舎（合同庁舎、法務局、税務署、公共職業安定所、検察庁、労働基準監督署等）、庁舎以外（自衛隊、刑務所、宿舎等）。

1. 点検・診断／修繕・更新等

インフラの維持管理・更新等に当たっては、各施設が有する機能や設置環境等に応じ、事故による破損等の利用に伴う変状を把握するための日常的な巡視・パトロール、経年劣化・損傷を把握するための数年に1回の定期的な点検・診断、災害発生後の変状を把握するための緊急点検等の不定期な点検等が行われている。

これらは、相互が補完しあいながら施設の変状を適時・適切に把握し、利用者や第三者の安全を確保するために必要な措置を講じる上で必要不可欠であるが、管理者や施設によっては、これまで十分な取組がなされていないものもある。

このような状況に鑑み、国土交通省では、当面講ずべき措置に基づき、国はもとより、地方公共団体や民間企業も含め、所管するインフラの総点検を実施してきた。その取組を進める中で、以下の課題が顕在化している。

今後、総点検では対応できていない施設の点検等を含めて対象施設の点検等を着実に進め、メンテナンスサイクルを構築するためには、既に現場が直面しているこれらの課題に対し早急に対策を講じる必要がある。

(1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保

施設の経年的な劣化・損傷を把握するための定期点検は、打音検査や目視点検、その他の非破壊検査等により行われており、その実施に当たっては、一定程度の経験に基づく技術力やノウハウが必要である。

このため、国土交通省では、各地方整備局等に相談窓口を設置し、地方公共団体等に対する技術的支援を行っているほか、点検・診断等を実施するまでの基準やマニュアル等（以下「基準類」という。）の整備・提供、維持管理に係る研修や講習会の実施等に取り組んでいる。

しかしながら、昨今の公共事業費の削減や、国や地方公共団体の職員数の削減が進む中、小規模な市町村を中心に、必要な技術力やノウハウを有する人材の確保が困難となり、点検・診断が実施できない事例や、点検・診断を実施できたとしても、その結果に必要な精度が伴わず、修繕等の施工段階で手戻りが生じる事例が発生している。

また、施設によっては、複数の管理者が存在する箇所において管理者間の調整が円滑に進まず、点検や修繕等の実施に多大な時間を要しているとの指摘や、電気通信・機械設備に係る専門性を有する職員がいないという指摘もある。

これらの解消に向け、如何に対応していくかが課題である。

(2) 地方公共団体等への予算に関連する措置

国土交通省は、当面講ずべき措置に基づく総点検等を実施するに当たり、自らが実施する点検・診断等に係る予算を確保するとともに、地方公共団体においても着実に実施されるよう、防災・安全交付金を創設し、「個別施設毎の長寿命化計画（以下「個別施設計画」という。）」

の策定のための点検・診断や計画的な修繕のための点検・調査等を対象として必要経費のうち一定の割合を支援している。

しかしながら、点検・診断の結果追加的に必要となった詳細な点検に係る経費が負担できない事例や、老朽化対策の検討に当たって施設自体の必要性を検討した結果廃止する施設について除却に係る経費が負担できない事例もある。

管理者によらず、必要な取組を着実に実施できるよう、如何に予算を確保していくかが課題である。

(3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し

修繕工事は、施設毎に構造形式や劣化・損傷の状況等が異なることから、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合がある。

また、既存の施設の中には、老朽化対策を実施する上で必要となる構造形式等の情報が保存されていない施設も存在しており、このような施設の対策実施に当たっては、目視点検、非破壊検査等により状態を把握した上で設計を行っているものの、施工段階において設計と現場条件が異なり、手戻りが生じる事例も発生している。

全ての施設について管理者が自ら点検・診断等を実施することが困難である中、担い手を円滑に確保していくことは必要不可欠であり、これらの状況を踏まえ、如何に対応していくかが課題である。

(4) その他

今後、点検・診断等の結果をメンテナンスサイクルの次のステップに確実に展開するとともに、それらを持続可能なサイクルとして構築していく必要があり、上記の課題に加え、後述の「IV. 2. 基準類の整備」「IV. 3. 情報基盤の整備と活用」「IV. 4. 個別施設計画の策定」「IV. 5. 新技術の開発・導入」「IV. 6. 予算管理」「IV. 7. 体制の構築」「IV. 8. 法令等の整備」に挙げる様々な課題に対し、総合的かつ横断的に取組を進めていく必要がある。

2. 基準類の整備

(1) 体系的な整備

維持管理・更新等に必要な基準類は、施設の特性を踏まえ、新規整備から日常的な維持管理、定期的な点検・診断、修繕・更新に至る各段階で整合性を図りながら、体系的に整備する必要がある。

しかしながら、現状では、関連する基準類と整合性を図ることなく個別に基準類が策定されている施設や、法令等における基準類の位置付けが不明確な施設もある。

その結果、点検や修繕等を行政機関や管理者が定めた基準類以外に基づき実施している事例、基準類に基づかず実施している事例、同種・

類似の施設で異なる基準類を適用している事例が散見されるなど、その内容や運用は必ずしも体系立てられていない。

今後は、基準類の中には統一的に運用すべきものと、管理者が地域の実情に応じて柔軟に運用すべきものが存在することを十分認識し、管理者、利用者の双方の立場から、これらを如何に体系的に整備していくかが課題である。

(2) 地域の実情に応じた基準類の整備

インフラ機能を維持する上で必要となるメンテナンスは、施設の規模、設置環境、利用状況等によって大きく異なり、過度な対応は行政コストの増大を招き、過小な対応はインフラ機能の維持や利用者等の安全確保に支障を来す可能性がある。

このため、基準類の体系的整備に当たっては、安全の確保を最優先としつつ、各管理者の予算や体制等の実態も踏まえた持続可能なものとしていく必要がある。

これまで、一部の施設では、巡視やパトロールについて利用状況等に応じた頻度を設定しているほか、点検・診断等について施設規模等に応じて内容に差異を設けるなど、効率化に向けた取組が進められている。

一方、一部の地方公共団体等においては、財政上の制約や人材確保の困難性、技術力不足等の理由から、国が示した基準類を簡略化し、独自で定めた基準類に基づき取組を進めた結果、安全を確保する上で必要な管理水準が確保されていない事例も散見される。

今後、各施設の設置環境や利用状況を分析し、将来必要となるインフラ機能や、それを維持し続けるための管理水準を設定するなど、地域の実情に合ったメンテナンスサイクルを如何に構築していくかが課題である。

(3) 新たな技術や知見の基準への反映

メンテナンスサイクルを進めることにより、情報の蓄積・分析が進み、点検・診断の手法の改善や、修繕等の対策の効果に係る評価、新たな技術の開発・普及等が進むことが期待される。

これまででも、技術開発の成果、事故や災害等の教訓を踏まえ、アルカリ骨材反応による損傷に対応するための骨材選定や耐震性に係る構造基準等、関連する基準類の見直しが進められており、安全性の向上や作業の高度化、効率化が一定程度進展している。

新たな技術や知見をこれまで以上に積極的に活用していくため、如何にそれらを基準類に反映し、設置当時からの基準の変更点への対応等の運用面を改善していくかが課題である。

3. 情報基盤の整備と活用

(1) 不足情報の収集

多くの施設では、維持管理・更新等に必要な情報は、法令等に基づき、台帳として整備・保管することとされている。

しかしながら、施設によっては、建設年度が古い等の理由により台帳そのものが存在しないものや、台帳は存在しているものの記載されている情報が不十分なものもあり、修繕等の実施に当たって、改めて必要な情報を収集するなど、多くの手間を要している。

一方、維持管理・更新等の実施に当たっては、点検・診断を通じて構造物の劣化や損傷の状況に係る情報が蓄積されるほか、修繕等を実施する際に構造の詳細が不明な場合には、現地調査を詳細に実施し、設計や施工を実施する上で必要となる情報を取得している。

これらの情報収集に当たっては、センサーヤロボット、ICT (Information and Communication Technology) の活用等により高度化・効率化を図ることが求められるが、現状では安全性・信頼性・経済性が確保されているとは言えず、試行的な活用に留まっている。

定期的な点検・診断、修繕・更新等を実施する中で、ICT 等の技術も活用しながら、如何に必要な情報を効率的・効果的に収集していくかが課題である。

(2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約

国土交通省では、収集した情報を確実に蓄積し、積極的に活用していくため、維持管理・更新等に必要な情報のデータベース化や、施設横断的に情報を集約する情報プラットフォームの構築を進めている。

これまで、一部の施設についてデータベースを構築し、国はもとより、地方公共団体等を含めて情報の収集・蓄積を進めているが、各管理者が使用する基準類の違い等から、収集された情報の内容や精度が異なり、それらを統一的なフォーマットで管理することが困難となる状況が見られる。

また、地方公共団体等の中には、データを収集・蓄積する体制が整備されていない団体や、国のシステムを利用可能な管理者等の範囲や共有される情報の範囲等の情報取扱ルールが不明確であるため情報提供に慎重な態度を示す団体もある。

(3) 情報の利活用と発信・共有

蓄積した情報の活用面でも、設計・施工時に検討・把握した維持管理上の留意事項等の継承がなされず修繕段階で手戻りが発生する事例、事故が発生した際に同種・類似のリスクを有する施設をその都度調査している事例、過去に講じた対策の効果等に係る評価が十分になされていない事例が散見され、必ずしもメンテナンスサイクルの発展に繋がっていない。

このような現状を踏まえ、近年、設計・施工段階で試行的に [CIM](#) ([Construction Information Modeling](#)) を導入し、3次元データとして管理することで設計段階のミスを減らすとともに、施工段階での情報化施工による品質の確保、維持管理段階での活用を図り、高度なマネジメントを行う取組が進められている。また、情報プラットフォームの構築に当たり、GIS (Geographic Information System) を活用して地図情報と結びつけることで、情報共有を容易化する取組についても検討を進めている。

今後、これらの取組を進めるに当たっては、基準類の体系的整備や新技術の開発・導入等と如何に関連付け、新規整備、維持管理・更新等の各段階において、情報管理等の効率性にも配慮しつつ、システムの利便性や汎用性を高めていくかが課題である。

また、笹子トンネル天井板落下事故が発生し、インフラの維持管理・更新等について、国民の関心が高まっている一方、インフラの健全性等の状況や維持管理・更新等の重要性について、国民が知る機会が少なく、管理者による情報発信の推進が課題である。

4. 個別施設計画の策定・推進

(1) 計画策定の推進

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図る上では、点検・診断等の結果を踏まえ、個別施設毎の具体的対応方針を定める計画として、個別施設計画を策定し、これに基づき計画的に投資していくことが重要である。

国土交通省では、道路橋、河川構造物、下水道施設、港湾施設等について、個別施設計画の策定を進めてきた。

これまで、地方公共団体等も含めて一定の進捗が見られる一方、個別施設計画を策定することなく要修繕箇所の発覚後に事後的に修繕等を実施している施設も多数存在しており、施設や管理者によって取組の進捗や計画内容にバラツキが見られる。

その要因は、個別施設計画の策定を進めるべき施設が明確にされていないなど施設毎の方針が不明確であること、計画策定の前提となる点検・診断の実施や情報の蓄積が未了であること、優先順位の考え方等の計画策定ノウハウが不足していること等、様々であり、管理者の取組状況に応じたきめ細かな対応を如何に図っていくかが課題である。

※ [社会資本整備重点計画](#)に位置付けられた指標

- ・主要な河川構造物の長寿命化計画策定率：約 3% (H23) ⇒ 約 30% (H24) ⇒ 100% (H28)
- ・下水道施設の長寿命化計画策定率：約 51% (H23) ⇒ 約 71% (H24) ⇒ 約 100% (H28)
- ・全国道路橋の長寿命化修繕計画の策定率：76% (H23) ⇒ 89% (H24) ⇒ 100% (H28)
- ・海岸堤防等の老朽化調査実施率：約 53% (H23) ⇒ 約 72% (H24) ⇒ 約 100% (H28)
- ・公園施設の計画的維持管理の推進：16% (H23) ⇒ 25% (H24) ⇒ 60% (H28)
- ・長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率：6% (H23) ⇒ 20% (H24) ⇒ 100% (H28)

(2) 計画内容の充実

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減・平準化を図るために、点検結果に基づき修繕・更新等の対策費用を把握した上で、優先順位を付けて計画的に修繕・更新等の対策を実施していくことが重要である。しかしながら、これまで個別施設計画の策定を進めてきた施設の中には、対策費用が示されていないものもある。

また、その計画期間については、点検・診断の結果を踏まえて計画を策定・変更する必要があることから定期的な点検サイクルの期間と一致させている施設がある一方、新設時に設計耐用年数にわたる長期の計画として策定している施設もある。

施設の状態は、経年劣化や疲労等によって時々刻々と変化することから、定期点検サイクル等を考慮の上、計画期間を設定し、点検結果等を踏まえて適宜計画を更新することが必要である一方、知見・ノウハウの蓄積を進め、長期にわたる計画としていくことで、中長期的な維持管理・更新等に係るコストの見通しを明らかにしていくことが求められる。

今後、これらを如何に実現し、計画の実効性を高めていくかが課題である。

5. 新技術の開発・導入

現在、多くの施設の点検・診断は、目視点検や打音検査を基本として実施されているが、近年、非破壊検査技術、ロボット、ICT の活用が徐々に進んでいる。

これらの技術は、構造物や部材の内部を調査するためにコンクリート等の表面を削るなどする「はつり」を省略できるようになるなど、点検・診断の高度化、効率化等に寄与している。

また、上記以外でも、安定した錆を形成することで供用中の再塗装が不要となる耐候性鋼材の活用や既設管の内面に新たに管を構築することにより非開削で道路の路面下の下水道管きょを更生する技術の導入等、点検・診断の効率化はもとより、既に供用されているインフラの利用者への影響の軽減、工期の短縮、コスト縮減等が図られている。

他方、高齢化したストックの増大、維持管理を担う熟練技術者の減少、管理者の財政制約といったインフラを取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえると、今後、より一層戦略的に新技術の開発・導入を進めていく必要があるが、これに関して課題がある。

(1) 技術研究開発の促進

① 適切な役割分担の下での産学官の連携

国土交通省は、各インフラに関する専門の研究機関等を有するとともに、民間等の技術研究開発を支援するための競争的資金制度等の様々な制度等を有しているが、技術研究開発に当たって、これら

の制度等の特徴に応じて十分に活用しきれていない面があることから、产学研官や関係省庁の連携を強化し、適切な役割分担の下、戦略的に新技術の開発に取り組む必要がある。

② 管理ニーズと技術シーズのマッチング等

管理ニーズと技術シーズのマッチングが十分でないことから、維持管理の現場における問題解決に活かされていない新技術もある。また、積雪寒冷地のような過酷な気象条件下等、設置環境や利用状況に応じた技術研究開発も必要である。今後、更なる新技術の開発・導入を進めるためには、技術研究開発を行う民間等に対して、管理ニーズや開発・導入の方向性等を分かりやすく示すことが重要である。

(2) 円滑な現場展開

新技術を広く現場に展開していくためには、安全に対する信頼性や、従来手法と比した効率性、性能に見合った経済性を確保することが重要であり、新技術の情報収集、審査・評価を迅速に行う仕組みを確立する必要がある。

国土交通省では、民間等により開発された新技術の情報を [新技術情報提供システム \(NETIS*\)](#)において広く共有しており、登録された技術は、公共工事等において活用することとしている。

一方、NETISに登録された技術の中には、登録された技術がどのような現場でどのような作業に役立つかが分かりにくい、類似技術との違いが分かりにくいなどの理由から活用が進んでいないものあり、国土交通省の事業における活用実績は、登録件数の約半数に留まっている。

このため、これらの新技術の円滑な現場導入等を図るため、平成25年度から、以下の取組を開始した。

- ・点検等の維持管理において活用可能な技術を対象とした専用のデータベース [\(NETIS維持管理支援サイト\)](#) を構築することで、点検等に資する技術の特性を明確化
- ・具体的な現場ニーズに基づき、テーマを設定し、公募した新技術を現場で積極的に活用・評価することにより、新たな技術の現場導入を促進

今後は、これらの取組の加速化や、活用・評価を通じて有用と評価された技術の普及について、如何に取り組んでいくかが課題である。

* NETIS (New Technology Information System : 新技術情報提供システム)

- ・民間等により開発された新技術をデータベース化し、HPでの公表を通じて、広く情報共有するとともに、公共工事等において積極的に活用・評価し、技術開発を促進していくためのシステム

6. 予算管理

(1) トータルコストの縮減と平準化

① 個別施設計画に基づく計画的投資

厳しい財政状況下において、維持管理・更新等に係る計画的な投資を行うためには、あらゆる角度から維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減を図り、予算の平準化に努めることが重要である。

修繕・更新等に係る予算の平準化を図るためにには、点検・診断を通じて把握した劣化・損傷の状況を踏まえ、施設毎に対策費用や対応の緊要性を検討の上、将来必要となる費用の全体を見通しながら優先順位を検討し、投資を計画的に実施していく必要がある。

一方、これまでに策定された個別施設計画の中には、対策費用が不明なもの、対策費用の記載はあっても対策の緊要性から同時期に対策が集中しているもの、施設規模が大きく対策費用が分散できていないもの等も散見され、必ずしも平準化が図られていない。

今後、個別施設計画に基づく計画的な投資を実現し、予算の平準化を図る上では、対策費用把握の精度の向上を図るとともに、単独の管理者では平準化が困難な状況に対し、複数の管理者で連携するなど全体として如何に対応していくかが課題である。

② インフラ機能の適正化

インフラの修繕・更新等に当たっては、施設の損傷状況はもとより、財政状況や人口減少等の社会構造の変化を総合的に勘案し、地域全体としてインフラ機能を適正化していく必要がある。

現状では、一部の地方公共団体において、公共建築物を中心に集約化、撤去等を含めた見直しが検討されているほか、新幹線や高速道路を跨ぐ橋梁等について、利用状況等に照らして必要性が低いものの撤去等が検討されている。

また、社会情勢の変化に応じて、インフラが本来有する機能に他の機能を付加して多機能化する取組や、機能を転換する取組等も検討が進められている。

今後、隣接する市町村が協力してインフラ機能の適正化を実施していくことで、更なる効果が期待されることから、これらの検討を広域的かつ総合的な観点から調整していくことが重要あり、国はもとより、地方公共団体等が一体となって着実に実施できるための仕組みを如何に構築していくかが課題である。

さらに、その実施に際し、集約化や撤去等に係る費用を如何に賄うかが課題となっているとの指摘もあり、必要な財源の確保のあり方についても検討する必要がある。

③ 新技術の開発・導入

先述のとおり、これまで、非破壊検査技術や耐候性鋼材の活用、非

開削で下水道管きょを更生する技術の導入等、点検・診断から材料・施工に至るあらゆる角度からメンテナンス作業の負担軽減や、利用者への影響の軽減、コスト縮減等が図られている。

今後、厳しい財政状況下で人口減少や少子高齢化が進み、財政、体制の両面から制約が強まる見通しの中、メンテナンスサイクルを通じたトータルコストの縮減や予算の平準化、作業の効率化に向けた新技術の開発・導入がこれまで以上に求められる。

新技術について、信頼性、効率性、経済性の観点から、如何に総合的に評価し、開発・導入を進めていくかが課題である。

(2) 受益と負担の見直し

維持管理・更新等に係る予算を安定的に確保するためには、トータルコストの縮減や平準化といった投資面からの取組に加え、受益と負担の見直しといった財源確保の観点からの取組を進める必要がある。

既に一部のインフラでは総括原価方式等の施設の特性に応じた方式により料金を徴収しているが、更新投資の財源については多くの施設で確保されていないなど、その仕組みは必ずしも持続可能なものとなっていない。

持続可能な仕組みの構築に当たっては、受益者の負担額の算定手法の確立が必要であるが、新地方公会計については、平成26年4月に総務省の「今後の新地方公会計の推進に関する研究会」が報告書をとりまとめたところであり、今後、これを受け総務省がより詳しい書類作成の手引を策定し、平成27年1月頃までの新基準による財務書類の作成を自治体に要請することとなっている。

今後は、これらの状況も踏まえつつ、機会を捉えて、受益と負担を如何に見直していくかが課題である。

7. 体制の構築

(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成

インフラの安全を確保するためには、一定の技術的知見に基づき基準類を体系的に整備するとともに、管理者がそれらを正確に理解し、的確に実行することが不可欠である。また、新技術等によりメンテナンス技術の高度化が期待される中、それらを現場で有効に活用し、最大限の効果を発揮することが求められる。

このため、国土交通省では、各地方整備局等に相談窓口を設置し、地方公共団体等に対する技術的支援を行っているほか、国の職員はもとより、地方公共団体等の職員を対象とした研修や講習を実施し、職員の技術力向上に努めている。このような取組は一部の地方公共団体や大学においても展開されており、それらの中には、研修の成果として独自に創設した資格を与え、その者が維持管理業務の一部を担うといった先進的な試みも見られる。

一方、多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講ずるためにには、適切な技術力を持つ者に委託することも効率的な方策であり、民間企業の担い手も含めて一定の技術や技能を有している必要がある。

現在、施設の特性に応じて構造物診断士やコンクリート診断士等の資格を入札時の参加要件にするなど、成果の品質向上に向けた取組が進められているが、建設技能労働者の施工能力に係る経験や資格は現場や会社毎に自己申告することで評価・管理されており、施設の構造、工法、素材等が多様化する中、現行の制度では必要な技術力が必ずしも適正に評価されていない。

今後、資格の体系化、それらの入札契約への活用等を含め、如何に技術者の育成やメンテナンスの質の向上を図っていくかが課題である。

(2) 管理者間の相互連携体制の構築

厳しい財政状況下で、人口減少・少子高齢化が進展する将来を見据えると、インフラの大部分を管理する地方公共団体が単独で維持管理・更新等を的確に進めていくことは困難な場合が想定される。

このため、国土交通省では、施設の特性に応じて高度な技術力を要する修繕等に限って国による代行制度を設けている分野もあるほか、研究機関等による助言や技術者の派遣を行うなど、地方公共団体等を支援する維持管理・更新等に取り組んでいる。

一方、既に点検・診断を行う人材やノウハウの不足が顕在化している地域の中には、当面の措置として、都道府県が市町村から点検・診断業務を受託して実施するといった取組も見られるが、市町村の技術者の育成が進まない、管理者の責任感が欠如するといった課題が指摘されている。

今後、将来にわたり、インフラの維持管理・更新等を持続的に実施可能な体制を構築するためには、これらの課題を如何に克服し、管理者間の相互連携を戦略的に図っていくかが課題である。

(3) 担い手確保に向けた環境整備

多数の施設の健全性を正しく評価し、迅速且つ的確に必要な措置を講ずるためにには、一定の能力を有する民間企業への委託が有効である。

このため、多くの施設では、適切な受注者を選定する入札契約手続を経て、一定の能力を有する民間企業が契約に基づき維持管理・更新等を実施している。

しかしながら、先述のような修繕工事等の担い手を確保する上の課題が顕在化しているほか、長年にわたる建設投資の減少に伴って建設市場が縮小し、技能労働者の就労環境が悪化した結果、建設産業において他産業を上回る高齢化と若年入職者の減少が発生し、今後の人材不足が深刻化するとの指摘もある。

また、発注者としても、点検・診断等は結果に応じて追加的な詳細点検等が必要な場合があるなど、契約段階で必要経費の見積もりに限界があるとの指摘や、とりわけ小規模な市町村において発注に係る技術力やマンパワーが不足しているといった指摘もある。

今後、これらの課題に如何に対応し、将来にわたる維持管理・更新等の担い手を確保していくかが課題である。

(4) 国民等の利用者の理解と協働の推進

今後、老朽化したインフラが増加することを踏まえれば、国民にも一定の役割を期待することが必要であり、インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民等の利用者の理解や協働を促進する取組が不可欠である。

既に、清掃や植栽管理等の業務について協定等に基づき市民団体による維持管理が行われている事例もあるが、占用許可等の手続きが煩雑、運営資金の確保が困難等の理由から、取組の継続が困難な事例も見られる。

また、道路においては、重量を違法に超過した一部の大型車両が、道路橋の劣化に極めて大きな影響を与え、国民の重要な財産を痛めている現状がある。

今後、これらの課題に如何に対応していくかが課題である。

8. 法令等の整備

(1) 責務の明確化

施設や管理者によらず維持管理・更新等が確実に実施されるためには、法令等においてその責務を明確にした上で、取り組むべき内容等を明らかにする必要がある。

点検等の実施や基準類の位置付け等が不明確なものについて、その明確化を如何に図っていくかが課題である。

(2) 社会構造の変化に対応した制度の構築

将来にわたって持続可能なメンテナンスを実現するためには、上述した課題への対応方策を検討するとともに、それらを体系的に整理し、必要な制度を構築していく必要がある。

厳しい財政制約下において、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、施設や管理者の実情に応じた実現可能な制度を如何に構築していくかが課題である。

V. 中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し

維持管理・更新等に係る費用の縮減、平準化を図り、必要な予算の確保を進めていくためには、中長期的な将来の見通しを把握し、それを一つの目安として、戦略を立案し、必要な取組を進めていくことが重要である。

しかし、実態が十分に把握されていない施設もあり、また、今後開発・導入される新技術や予防保全対策等による維持管理・更新等に係る費用の低減の可能性、長寿命化効果等については、不確定な要素が多い。

平成25年12月に、社会資本整備審議会・交通政策審議会の答申で、現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、維持管理・更新費の見通しの試算が示されたが、今後、維持管理・更新等の取組を立案・実行するためには、施設の実態を把握して、個別施設計画を策定し、中長期的な維持管理・更新等のコストの見通しをより確実に推定する必要がある。

(参考)

「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」

(平成25年12月 社会資本整備審議会・交通政策審議会) の推計結果

- ・現在の技術や仕組みによる維持管理状況が概ね継続する場合を前提として、維持管理・更新費の見通しを試算。
- ・その結果、平成25年度の維持管理・更新費は約3.6兆円、10年後は約4.3～5.1兆円、20年後は約4.6～5.5兆円程度と推定。(推計方法等については別紙1参照)

また、各施設管理者は、維持管理・更新等に係る予算の確保に関して十分な政策的対応を積極的に図る必要がある。その際、施設の長寿命化への取組や技術開発等による維持管理・更新等に係る費用の縮減・平準化を進めるとともに、今後の都市、地域の構造の変化に対応して施設の必要性自体を再検討するなど、効率的・効果的な維持管理・更新等に取り組む。

VI. 必要施策に係る取組の方向性

「IV. 対象施設の現状と課題」を踏まえ、以下の取組を進める。

(工程表は別紙2)

1. 点検・診断／修繕・更新等

当面講すべき措置に基づく総点検とそれに伴う修繕を行う中で既に現場が直面している課題に柔軟に対応するため、以下の取組を推進する。

これにより、点検未実施のものも含めた全対象施設において点検・診断を実施し、その結果に基づき、必要な対策を適切な時期に、着実かつ効率的・効果的に実施するとともに、これらの取組を通じて得られた施設の状態や対策履歴等の情報を記録し、次の点検・診断等に活用するという、「メンテナンスサイクル」を構築する。

必要な対策の検討に当たっては、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、必要性が認められる施設については、更新等の機会を捉えて社会経済情勢の変化に応じた質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を図る一方、必要性が認められない施設については、廃止・撤去を進めるなど、戦略的な取組を推進する。

(1) 地方公共団体等の管理者の技術力の確保

① 相談窓口の機能の充実

各地方整備局等の企画部等に設置した [ワンストップ相談窓口](#) や個別分野の相談窓口等について、更なる活用を促すため、支援メニューを明確化し、都道府県や市町村等に対して周知を図る。

窓口に寄せられた相談等を整理・共有することで、相談者以外の者も含めて知識・ノウハウの共有を図る。

各地方整備局等に設置されている相談窓口による技術的支援の対象を民間企業にも拡大する。

② 基準の整備・提供と研修・講習の充実

基準類の体系的整備に向けた取組を進め、地方公共団体等が取り組むべき事項を明確化する。

また、その着実な運用等に向け、地方公共団体等に必要な情報提供や指導等を実施するとともに、以下の観点から、国だけでなく地方公共団体等の職員等を対象とした研修・講習会の充実を図る。

- 平成26年度から、職員が、施設の点検要領等を十分に理解し、委託業者の点検結果を適切に評価出来るよう、点検に係る実習等実務に係る内容に重点を置いた研修（道路構造物管理実務者研修、河川管理実務者研修、港湾施設の維持管理研修 等）について、各地方整備局の技術事務所、北海道開発局、[国土技術政策総合研究所](#)、[国土交通大学校](#)において、毎年開催する。

- ・主要な分野については、科目別に全国統一のテキスト（国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所等各分野を代表する機関が監修）を作成する。

（2）地方公共団体等への予算に関連する措置

① 交付金等による支援

既存の交付金等による支援や運用の改善を継続するとともに、各施設の老朽化対策の取組状況や地方公共団体等の要望等も踏まえた上で、上記の戦略的な取組を地方公共団体等が推進できるよう、交付金制度の充実に向けた検討を進める。

基本計画で示された工程表（ロードマップ）の実現に向け、必要に応じて交付期間を設定するなど、地方公共団体における取組を促す。

老朽化対策に係る交付金の活用事例をとりまとめ、地方公共団体との共有を図る。

② 起債対象の拡充・明確化に係る対応

平成26年の地方財政法の改正により、[「公共施設等総合管理計画（基本計画に基づき地方公共団体が策定する行動計画に該当する。）」](#)に基づき実施される除却が起債の対象として追加されたほか、総務省から発出された「平成26年度地方債同意等基準運用要綱」（平成26年4月）及び「平成26年度地方債についての質疑応答集」（平成26年4月）において、「公共施設の補修・改修に係る事業であって、施設の延命化や機能強化に資する事業に要する経費は、公共施設の建設事業費として、地方債の対象とすることができます」、「施設の点検・調査等に要する経費については、建設事業の実施に当たり詳細な点検・調査等をしなければ工事方法の決定ができない場合等、建設事業を実施するために直接必要と認められる場合には、『地方財政法』第5条第5号の経費に該当するものと解される」旨が示されたことを踏まえ、地方整備局等の相談窓口等を通じて必要な情報提供を行う。

（3）担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し

修繕工事等の担い手を円滑に確保できるよう、以下の取組を推進する。

（積算基準の見直し）

修繕工事は、新設工事と比べて多くの労力を要し、人件費や機材のコストも割高になる場合があるという指摘を踏まえ、適正な単価の設定、施工実態を踏まえた積算基準の見直し等、適正な価格等の設定に向けた検討を進め、順次実施する。

(発注ロットの最適化)

修繕工事は、発注規模が小さく収益性が低いという建設業界等からの指摘も踏まえ、適正な利潤の確保や受注機会の減少に伴う地域の建設企業への影響も考慮しつつ、複数工事の包括発注や複数年契約等、発注ロットの最適化を推進する。

(調査・設計・施工の各段階の連携強化)

修繕工事は、施工段階における新たな現場条件の発覚に伴う設計の見直し等、点検・診断、設計及び施工といった各プロセス間での密な連携や調整等が必要であることから、それらに対応することができる入札・契約方式の検討等を進めるとともに、[CIM](#)の推進を図る。

(単価・数量精算方式の活用)

契約段階で必要経費の見積もりが困難な維持管理業務等について、円滑な業務遂行を可能とするため、工事材料等について単価を契約で定め、予定の施工数量に基づいて概算請負代金額を計算して契約し、工事完成後に実際に用いた数量と約定単価を基に請負代金額を確定する契約（単価・数量精算方式）の活用を推進する。

(発注者支援のための仕組みの活用)

体制整備が困難な発注者が関係事務を適切に実施できる者（CMR（Construction Manager）等）を活用するなどの発注者支援に資する入札契約方式の活用を推進する。

地方公共団体等が事業の特性、地域の実情等に応じて、多様な入札契約方式から適切な方式を選択し、組み合わせができるよう、公共工事の品質確保の促進に関する法律に基づく運用指針を策定する。

(4) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- ・橋梁（約70万橋）、トンネル（約1万本）等については、5年に1回、近接目視による点検を 省令にて規定したところ（平成26年3月公布、同年7月施行）。
- ・舗装、照明柱等は、経年的な劣化に基づき適切な更新年数を設定し、点検・更新することを検討する。
- ・緊急輸送道路上や高速道路上の跨道橋等の重要度や施設の健全度等から、優先順位を決めて点検を実施する。
- ・国土交通省が管理する橋梁等の点検・診断、修繕・更新等については、引き続き計画的に実施する。
- ・多くの施設を管理する地方公共団体は、予算不足・人不足・技術力不足であり、各道路管理者の責任で、点検・診断、修繕・更新等を実施するため、国等が必要な支援を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路施設 ・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を対象に、各地方整備局等の道路部等を相談窓口とし、橋梁等の点検・診断等に関して、社会的に影響の大きな路線や構造が複雑な施設等について、国の職員等を派遣し、支援結果等を記録するなど、技術的支援を推進する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、地方公共団体等においても適用される後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、平成26年度中に必要な周知と助言を実施する。 ・橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類のうち、「定期点検要領」について、地方公共団体に対して、平成26年度中に技術的助言として周知する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・橋梁、トンネル、大型の構造物の点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類を適用し、5年に1回、近接目視による定期点検を実施し、健全度を4つの判定区分に診断する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果、損傷の原因、施設に求められる機能及びライフサイクルコスト等を踏まえ策定した個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）に基づく取組を継続する。 ○研修・講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とした橋梁点検等に関する研修・講習について、国土交通大学や各地方整備局等の技術事務所等において、毎年開催する。

- ・各道路管理者において、以下の各項目を実施する際に、必要な助言等を平成26年度中に開始する。
 - －点検・診断の実施に当たっては、緊急輸送道路上の橋梁や高速道路の跨線橋等の重要度や施設の健全度等から、優先順位を決めて点検を実施
 - －すぐに措置が必要と診断された施設について、予算や技術的理由から、必要な修繕ができない場合は、通行規制・通行止めを実施
 - －人口減少、土地利用の変化等、社会構造の変化に伴う橋梁等の利用状況を踏まえ、必要に応じて橋梁等の集約化・撤去を検討
 - ・地方公共団体に対し、緊急措置が必要と判断されても的確な措置が行われていない場合等は、国が必要な手順を踏んだ上で的確な措置を講じるよう、勧告・指示を検討する。

○研修・講習の充実

- ・平成26年度から、地方公共団体等の職員を対象とした橋梁点検等に関する研修を充実する。
- ・「道路構造物管理実務者研修」については、[平成26年度から5年間の養成目標人数を約5千人](#)とし、国、都道府県、市区町村等の職員を対象に、[国土交通大学校](#)や各地方整備局等の技術事務所等において、毎年開催する。

○交付金等による支援

- ・地方公共団体が実施する「個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）の策定のための点検や計画的な修繕のための点検等」、「個別施設計画の策定」、「修繕・更新」について、防災・安全交付金等による支援を行う。
- ・点検を適正に実施している地方公共団体に対し、健全度や重要度に応じ

た交付金の重点配分や、複数年にわたり集中的に実施する大規模修繕・更新を支援する制度を検討する。

○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し

- ・平成26年度に、橋梁の修繕に関する歩掛を3工種新設したところであり、引き続き、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のための積算基準の見直しを行う。

② 河川・ダム

- ・ 平成25年度の [河川法](#)の改正等により、河川管理施設又は許可工作物の管理者が施設を的確に維持・修繕すべきことを明確化する規定等を設けたところであり、この適正な運用を図る。
- ・ 国土交通省が管理する河川については、引き続き、毎年出水期前の適切な時期に、徒步を中心とした目視あるいは計測機器等により、河川管理施設及び河道の点検を実施する。
- ・ また、台風期には、河川管理施設のうち土堤について同様の点検を実施し、他の河川管理施設及び河道については必要に応じて点検を実施する。
- ・ これらの点検結果による評価等に基づき、必要に応じ維持・修繕等必要な措置を講じる。
- ・ 点検結果の評価に当たり、堤防等に関しては、過去の変状・被災、それらに対する災害復旧や維持・修繕等の履歴から得られる知見や管理経験を踏まえた高度な技術に基づく異常箇所の発見、対応の判断等が必要となることから、河川の管理の現場を経験した一定の技術力を有する技術者（以下「河川管理経験者」という）の知見・ノウハウを活用する。
- ・ 国土交通省が管理するダムについては、ダムの安全が確保され、ダムが有する洪水調節、流水の正常な機能の維持及び利水補給等の機能が発揮されるよう、巡視・点検・調査等を行い、これらの結果を分析・評価した上で、必要な対策を実施する。
- ・ 一方、地方公共団体の河川管理施設についても、河川の区間区分、河川特性に応じて、出水期前等の適切な時期に、必要な点検を実施することが重要であり、また、都道府県が管理するダムにおいても、ダムの形式や規模等に応じて、適切な時期に必要な点検を実施することが重要である。このため、これらを各管理者が確実に実行できるよう、必要な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
河川管理施設 〔 ・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等〕	<p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を対象に、各地方整備局等の河川部等を窓口とし、河川の現場における課題等の相談を受け、助言等を機動的に行えるよう、技術的支援を継続する。 ・平成28年度までに、上記の窓口に河川管理経験者の活用に関する窓口の役割を付与するなど、機能の充実を図る。 <p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供する。 ・中小河川に適した調査・点検技術、樹木の管理技術等について、国及び研究機関における技術開発を進め、順次、地方公共団体に技術供与していく。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各地方整備局等の技術事務所等において国土交通省の職員を対象として実施予定である、確実な維持管理に向けた実務的な点検の的確な実施・評価に関する研修について、平成26年度中に地方公共団体等の職員が参加できる体制を整備し、毎年開催する。 ・「河川管理実務者研修」については、<u>平成26年から5年間の養成目標人</u> <u>数を約1千人</u>とし、国、都道府県、市区町村等の職員を対象に、<u>国土交通大学校</u>や各地方整備局等の技術事務所等において、毎年開催する。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施する指定区間内の一級河川又は二級河川における「個別施設計画の策定・変更」について、平成29年度まで防災・安全交付金等により支援する。 ・地方公共団体が実施する「個別施設計画に基づき実施する特定構造物改 	<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、引き続き、毎年出水期前の適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果を踏まえ策定した個別施設計画に基づく取組を継続する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とし、各地方整備局等の技術事務所等において実施予定である、確実な維持管理に向けた実務的な点検の的確な実施・評価に資する研修制度等について、平成26年度中に整備し、毎年開催する。

	「築事業」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。	
ダム	<p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県を対象に、各地方整備局等の河川部等及び国土技術政策総合研究所等を窓口とし、管理するダムの現場における課題等の相談を受け、助言等を機動的に行えるよう、技術的支援を継続する。 ・都道府県を対象に、管理するダムで実施する定期検査への専門家の派遣、専門知識の提供等の支援を継続する。 <p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省の職員を対象とし、各地方整備局等の技術事務所等において実施予定である、ダム施設及び貯水池の状態把握等、必要となる技術レベルを確保するための研修について、都道府県の職員が参加できる体制を平成26年度中に整備し、毎年開催する。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、平成29年度まで防災・安全交付金等により支援する。 ・都道府県が実施する「個別施設計画に基づき実施する堰堤改良」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。 	<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、点検、専門家等による定期検査（3年に1回程度）、ダム総合点検（30年程度に1回）を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・修繕・更新については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類及び点検・診断の結果を踏まえ策定した個別施設計画に基づく取組を継続する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とし、各地方整備局等の技術事務所等において実施予定である、ダム施設及び貯水池の状態把握等、必要となる技術レベルを確保するための研修制度等について、平成26年度中に整備し、毎年開催する。

③ 砂防

- ・国土交通省が事業を実施している区域、施設*においては、年1回の定期点検等を実施し、その結果による評価等に基づき、必要な維持、補修・改築、更新等の対策を継続する。
- ・また、地方公共団体が事業を実施している区域において施設の改築等が確実に実施されるよう、必要な支援を継続する。

* 国が対策を実施しており、都道府県への引継が完了していない施設を含む。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を対象に、各地方整備局等の河川部等を窓口とし、国土技術政策総合研究所及び独立行政法人土木研究所と連携して、技術的支援を継続する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供する。 ○研修・講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の職員を対象とした維持管理に関する研修について、国土交通大学校において、毎年開催するとともに毎年開催される全国建設研修センターでの研修について、水管理・国土保全局砂防部からも講師を派遣する。 ○交付金等による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、地方公共団体が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、防災・安全交付金等の対象とし、30年度まで支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、年1回程度の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・維持、補修・改築、更新等の対策については、定期点検結果による評価等を踏まえ策定した個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）に基づく取組を継続する。 ○研修・講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とした維持管理に関する研修について、国土交通大学校において、毎年開催するとともに毎年開催される全国建設研修センターでの研修について、砂防部からも講師を派遣する。
地すべり防止施設		
急傾斜地崩壊防止施設		

	<p>視その他適切な方法により実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 維持、補修・改築、更新等の対策については、定期点検結果による評価等を踏まえ策定した個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）に基づく取組を継続する。 職員を対象とした維持管理に関する研修について、国土交通大学校において、毎年開催するとともに毎年開催される全国建設研修センターでの研修について、砂防部からも講師を派遣する。 	
--	---	--

④ 海岸

- 「海岸保全施設維持管理マニュアル」に基づき、海岸管理者が年数回の巡視（パトロール）や5年に1回程度の定期点検等の的確な維持管理が確実に実施されるよう、必要な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜等	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までに、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等で海岸管理者が実施する海岸堤防等（昭和45年以前に整備）の老朽化調査を完了できるよう、技術的・財政的な支援を継続する。 ○相談窓口の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者を対象に、各地方整備局等の河川部・港湾空港部等を窓口とし、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所構造物メンテナンス研究センター(CAESAR(シーザー))及び独立行政法人港湾空港技術研究所ライフサイクルマネジメント支援センター(LCMセンター)と連携して、技術的支援を継続する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、技術的助言として周知する。 ○研修・講習の充実 	

	<ul style="list-style-type: none">・平成26年度に海岸管理者の職員を対象とした維持管理に関する法令制度や的確な点検・修繕方法等に係る説明会について、各地方整備局等の河川部・港湾空港部等において、開催する。・平成26年度から、海岸管理者の職員を対象とした維持管理に関する講習について、国土技術政策総合研究所において、毎年開催する。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none">・平成26年度から、海岸管理者が実施する「個別施設計画の策定」について、防災・安全交付金等の対象とし、30年度まで支援する（東日本大震災の被災地等の一部は、平成32年度まで支援）。・海岸管理者が実施する「老朽化対策」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。	
--	---	--

⑤ 下水道

- 地方公共団体において、下水道施設の点検・調査や改築等の取組が確実に実行されるよう、技術的・財政的な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
下水道 〔 ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	<p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体を対象に、国土技術政策総合研究所等を相談窓口とし、現場における課題等の相談を受け、助言等を機動的に行えるよう、技術的支援を継続する。 <p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供するとともに、改定内容等について、順次説明会を実施する。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体が実施する計画的な改築事業の実施に必要な「点検・調査」及び「その結果に基づく個別施設計画（下水道長寿命化計画）の策定」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。 地方公共団体が実施する「長寿命化対策を含めた計画的な改築」については、個別施設計画の策定を交付要件として、防災・安全交付金等による支援を継続する。 <p>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、改築に関する積算基準について、国が実態調査等を実施するなど、引き続き、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のための積算基準の見直しを行う。 	

⑥ 港湾

- ・国等の所有者が策定する個別施設計画（維持管理計画及び港湾管理者と協働で策定する港湾単位の維持管理・更新計画である予防保全計画）に基づき、公共の港湾施設を管理する港湾管理者等が実施する定期的な点検や所有者・管理者が実施する計画的な更新等をもって、港湾施設の機能不全を未然に防ぐとともに、トータルコストの縮減や平準化を図り、的確な老朽化対策を推進する。
- ・港湾管理者において、港湾施設の点検や計画的な更新の取組が確実に行われるよう、技術的・財政的な支援等を継続する。

施設	所管者としての取組	国有港湾施設の所有者としての取組
<p>港湾施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 ・荷さばき施設 ・旅客乗降用固定施設 ・保管施設 ・船舶役務用施設 ・廃棄物埋立護岸 ・海浜 ・緑地 ・広場 ・移動式旅客乗降用施設 	<p>・平成28年度までに、重要港湾以上の主要な施設について、個別施設計画のうち維持管理計画（平成24年度時点で策定されているもの）に基づき対策を実施する。その後も施設の長寿命化等に必要な維持管理・更新は適切に実施する。</p> <p>○相談窓口の機能の充実</p> <p>・港湾管理者を対象に、各地方整備局等の港湾空港部等や国土技術政策総合研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所ライフサイクルマネジメント支援センター（LCMセンター）を相談窓口とし、技術的支援を継続する。</p> <p>・平成26年度から、各地方整備局等の港湾空港部等やLCMセンターに設置されている相談窓口による技術的支援の対象を各港湾管理者から民間企業にも拡大する。</p> <p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <p>・全ての港湾管理者において適用される後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、必要な周知と助言を実施する。</p> <p>・港湾管理者及び民間企業に対し、平成26年4月に策定した、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の2つのガイドラインについて、引き続き、参考に情報提供する。</p>	<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <p>・修繕・更新については、点検・診断の結果を踏まえ施設毎に策定する個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画）に基づき、施設の集約や利用転換等関係機関との調整を図りつつ、計画的な取組を継続する。</p> <p>○研修・講習の充実</p> <p>・職員を対象とした研修・講習について、個別施設計画に基づき、港湾施設の効率的・戦略的な修繕・更新を実施する観点から、継続的に内容を充実した上で、国土技術政策総合研究所において、毎年開催する。</p>

	<p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者の職員を対象とした維持管理の法令制度や的確な点検・補修方法等に関する講習について、港湾局及び国土技術政策総合研究所において、毎年開催する。 ・<u>点検等の演習を取り入れた詳細な維持管理技術等に関して講義する研修</u>について、平成26年度から受講対象を港湾管理者の職員まで拡大した上で、国土技術政策総合研究所において、毎年開催する <u>(平成26年から5年間の国、都道府県、市区町村等の職員の養成目標人数約4百人)</u>。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾管理者が実施する「港湾施設の長寿命化を目的とした改良事業等」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。 ・港湾管理者が所有する港湾施設の「個別施設計画のうち維持管理計画の策定」について、平成26年度まで防災・安全交付金等により支援する。 <p>○扱い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、更新等に関する積算基準について、国が実態調査等を実施するなど、引き続き、施工実態等を踏まえた適正な価格等の設定のための積算基準の見直しを行う。 	
--	---	--

⑦ 空港

- ・滑走路、誘導路等の機能を確実に確保するため、空港毎に長期的視点に立った個別施設計画（維持管理・更新計画）を策定し、それに基づき定期的な点検、診断を行い、必要な対応を行うとともに、点検・診断結果に基づき必要に応じて策定された計画の見直しを行っていく、本格的なPDCAサイクルによる維持管理・更新への移行を図り、予防保全型維持管理を着実に実施する。
- ・地方空港管理者等が円滑に維持管理・更新を行えるよう、本省航空局、各地方航空局、国土技術政策総合研究所及び独立行政法人港湾空港技術研究所が連携して技術的な支援を行う。

VII. 必要施策に係る取組の方向性

1. 点検・診断／修繕・更新等

- ・滑走路、誘導路等の維持管理に関する研修について、内容の充実を図るとともに、地方公共団体からの参加者に更なる門戸の開放を図る。
- ・点検、診断結果により更新が必要と判断された施設について、国が管理する施設については、確実に更新を実施するとともに、地方公共団体が管理する施設の更新については、財政的な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
空港土木施設 〔・滑走路 ・着陸帯 ・誘導路 ・エプロン ・排水施設 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・場周・保安道路 ・のり面 ・擁壁 ・護岸 ・道路・駐車場 等〕	<p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等を対象に、各地方航空局の空港部を相談窓口とし、国土技術政策総合研究所及び独立行政法人港湾空港技術研究所と連携して、技術的支援を継続する。 ・地方空港管理者等を対象として、独立行政法人港湾空港技術研究所ライフサイクルマネジメント支援センター（LCMセンター）を相談窓口とし、技術的支援を継続する。 <p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から全ての空港で適用された後述の「VI. 2. 基準類の整備」の「空港内の施設の維持管理指針」について、必要な周知と助言を実施する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、地方空港管理者等の職員を対象とした航空局及び国土技術政策総合研究所における維持管理に関する研修について、内容を充実した上で、参加組織数・参加人数の拡大を図る。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者が実施する「施設（一部付帯施設を除く）の更新」について、補助金による支援を継続する。 	<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、3年に1回を標準としての路面性状調査を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画（維持管理・更新計画）に基づく取組を継続する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、職員を対象とした維持管理に関する研修について、内容を充実した上で、航空局及び国土技術政策総合研究所において、毎年開催する。
航空保安施設	<p>○基準・マニュアル等の整備・提供 【無線施設／航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供する。 	<p>○点検・診断／修繕・更新等 【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港等の施設の点検については、「VI. 2. 基準類の整備」に後述する規程を使用し、年に1回程度の

	<p>○研修・講習の充実</p> <p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港等の国の無線施設担当者を対象とし、岩沼研修センターにおいて実施している専門研修等について、地方公共団体等の職員の聴講を毎年継続する。 <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者等の職員を対象とし、維持管理に必要な技術を習得するため毎年開催される「飛行場灯火管理研修」について、航空局からも講師を派遣する。 <p>○交付金等による支援</p> <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方空港管理者が実施する「施設の更新」について、補助金による支援を継続する。 	<p>定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。</p> <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港の施設の点検については、「VI. 2. 基準類の整備」に後述する要領を使用し、年に1回程度の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 <p>○研修・講習の充実</p> <p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港等の職員を対象とし、維持管理に必要な技術を習得させるための専門研修等について、岩沼研修センターにおいて、継続的に開催する。 <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国管理空港の職員を対象とし、維持管理に必要な技術を習得させるための特別研修について、継続的に開催する。
空港機能施設 〔・航空旅客の取扱施設〕	<p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理者に対し、国の建築物等の保全において実施している確認項目、確認方法等及び中長期計画の策定方法について、引き続き、参考に情報提供する。 	

⑧ 鉄道

- ・鉄道等の施設の保全については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき実施されるよう、鉄道事業者等に対する指導等を行うとともに、技術的・財政的な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
鉄道 〔・線路 ・停車場 ・電気設備 ・運転保安設備〕	<p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等が実施する点検・診断を対象として、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構による「鉄道ホームドクター」等の活用を継続 	

軌道 ・軌道 ・線路建造物 ・電力設備 ・保安設備 ・通信設備	する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 ・鉄道事業者において適用等される後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、必要な周知徹底・指導等を実施する。 ○研修・講習の充実 ・中小鉄道事業者等を対象に、平成25年度に地方運輸局単位で実施した健全度の判定に係る講習等、維持管理に必要な技術力向上に資する研修等について、各地方運輸局の鉄道部等において、適宜開催する。 ○交付金等による支援 ・中小鉄道事業者等が安全な鉄道輸送を確保するために実施する「安全性の向上に資する設備整備等」について、平成20年度から実施している鉄道施設総合安全対策事業費補助や平成23年度から実施している地域公共交通確保維持改善事業費補助金（鉄道軌道安全輸送設備等整備事業）による支援を継続する。 ・鉄道事業者等を対象として、平成26年度から、「鉄道施設の長寿命化に資する改良」に対する新たな補助制度を創設し、戦略的な維持管理の実現に向けた取組を支援する。	
索道 ・索道線路等 ・停留場 ・原動設備 ・握索装置等 ・保安設備	○基準・マニュアル等の整備・提供 ・索道事業者において適用等される後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、必要な周知徹底・指導等を実施する。 ○研修・講習の充実 ・索道技術管理者等を対象とし、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の「索道技術管理者研修会テキスト」を使用し、索道技術管理者の技術力の向上や索道の安全輸送の確保を目的とした研修会について、各地方運輸局の鉄道部において、毎年継続して開催する。	

⑨ 自動車道

- 自動車道事業者において、自動車専用道の点検や更新等の取組が確実に実行できるよう技術的な支援を行う。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
橋 トンネル 大型の構造物 〔・門型標識 等〕 等	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・自動車道事業者を対象に、各地方運輸局等の自動車交通部等を相談窓口とし、技術的支援を継続する。 ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、参考に情報提供する。 	

⑩ 航路標識

- 海上保安庁が管理する航路標識については、健全性を確保するため、関係法令（建築基準法及び官公庁施設の建設等に関する法律等）並びに「航路標識等保守要領」及び「航路標識等保守要領実施細目」に基づき、継続的に点検等を確実に実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
航路標識 〔・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等〕		<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、年に1回以上の標識現況調査を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画に基づく取組を継続する。 ○研修・講習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とした技術力向上のための研修について、各管区海上保安本部において、毎年開催する。

⑪ 公園

- ・都市公園のうち国営公園については、確実な点検・診断等の取組を継続する。
- ・また、地方公共団体が管理する都市公園等の点検・診断等を確実に実施できるよう、必要な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
都市公園等 〔・都市公園 ・特定地区公園 (カントリー パーク)〕	<p>○相談窓口の機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を対象に、各地方整備局等の建政部等を窓口として、既存の基準類を活用した技術的支援を継続する。 <p>○基準・マニュアル等の整備・提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体に対し、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、引き続き、技術的助言として周知する。 <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、地方公共団体の職員を対象とした公園・緑化に関する研修について、維持管理に係る内容を充実した上で、国土交通大学校において、毎年開催する。 <p>○交付金等による支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施する「個別施設計画（長寿命化計画）の策定」について、防災・安全交付金等による支援を継続する。 ・地方公共団体の公園施設の一定の更新等について、防災・安全交付金等による支援を継続する。 	<p>○点検・診断／修繕・更新等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、遊具について年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・修繕・更新については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類及び点検・診断の結果に基づき策定した個別施設計画（長寿命化計画）に基づく取組を継続する。

⑫ 住宅

- ・地方公共団体等において、公営住宅等の点検や更新等の取組が確実に実行されるよう、技術的な支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が有効な点検・診断の基準、維持管理のためのマニュアル等を策定できるように必要な技術的支援を行う。 ○交付金等による支援 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度以降は、地方公共団体が実施するストック総合改善事業等について、個別施設計画（長寿命化計画）の策定を交付要件として、防災・安全交付金等による支援を継続する。 	
UR賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> ○基準・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・点検に関して定めた事業主体（UR）独自のマニュアル等について、公示・周知が進むよう、必要に応じて情報提供を行う。 	

⑬ 官庁施設

- ・国土交通省が管理する官庁施設については、法令や告示に基づき定期（建築物の敷地及び構造は3年以内毎、建築設備は1年以内毎等）に点検等を継続する。
- ・また、各省各庁が管理する官庁施設については、管理者に対し保全の実施状況の調査（保全実態調査）とその結果に基づく保全指導を実施し、メンテナンスサイクルの確実な実行に向けた取組を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 〔・庁舎 ・宿舎 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口の機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等を対象に、各地方整備局等の営繕部等を相談窓口とし、技術的支援を継続する。 ○基準類・マニュアル等の整備・提供 <ul style="list-style-type: none"> ・後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類について、各省各庁に対し、毎年開催する「官庁施設保全連絡会 	<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」に基づき、年に1回以上の定期点検を実施するなど、引き続き、適切な時期に目視その他適切な方法により実施する。 ・保全については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づく建

	<p>議」等の研修・講習等や HP 等を通じて周知徹底等を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保全実態調査により保全の実施状況が良好でない官庁施設を把握した上で、各省各庁に対して次の必要な取組を行うよう、保全指導を継続する。 <ul style="list-style-type: none"> —建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律等の関係法令に基づく定期点検の確実な実施 —保全の基準に基づく建築物の各部等の保全の確実な実施 ・上記の取組等により、各省各庁が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舎以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が 80 点以上）と判断される施設の割合が向上するよう、引き続き適切に保全指導を行う。 <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等の職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底する。 <p>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。 	<p>築物各部等の保全を確実に実施するなどにより、国土交通省が管理する庁舎等（官庁施設のうち、宿舎以外の施設）について、保全実態調査で「施設の保全状況※」が「良好」（総評点が 80 点以上）と判断される施設の割合を、平成 29 年度までに 80% 以上となるよう取組を継続する。</p> <p>※ 保全実施体制、保全計画の作成状況、定期点検等の実施状況、施設状況等を評価</p> <p>○研修・講習の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員を対象とし、各地方整備局等の営繕部等が毎年開催する「官庁施設保全連絡会議」等の研修等において、点検方法や適正な保全の実施について情報を収集、周知徹底する。 <p>○担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築保全業務に係る共通仕様書や積算基準等を活用し、適正な保全業務委託の実施を継続的に推進する。
--	--	---

	<p>また、長寿命化を図って徹底利活用することが効果的な庁舎については、躯体の保護、防災設備及び建物ライフラインの劣化防止等の長寿命化事業を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 官庁施設の整備に関する企画立案に活用するため、平成27年度から既存施設の現況等を把握するための施設カルテの作成・運用を開始する。 官庁施設の整備に当たっては、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」に基づき、構造体は長期間の使用に耐えるものとし、構造体以外の部分は修繕又は更新の合理的な周期に見合った耐久性を有するものとする。 	
--	--	--

⑭ 観測施設

- 測量標については、全て国土地理院が管理しており、定期的な現地調査や観測機器の監視業務を通じて、損傷が軽微な段階で修繕を実施する予防保全型維持管理を実施する。
- 気象レーダー施設については、全て気象庁が管理しており、観測を継続的に行うことの目的として、定期的な点検を実施するなど、メンテナンスサイクルの確実な実行に向けた取組を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
測量標 〔・電子基準点 ・駿潮場〕		<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づく、定期的な現地調査及び監視業務を継続する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果に基づく取組を継続する。
気象 レーダー 施設		<ul style="list-style-type: none"> ○点検・診断／修繕・更新等 ・点検・診断については、後述の「VI. 2. 基準類の整備」の基準類に基づき、月に1回の定期的な点検に加え、6ヶ月に1回の重点的な点検を継続する。 ・修繕・更新については、点検・診断の結果に基づく取組を継続する。

		○研修・講習の充実 ・職員を対象とした点検・運用等に関する研修について、気象庁において、毎年継続的に開催する。
--	--	--

(5) その他

今後、点検・診断の結果をメンテナンスサイクルの次のステップに確実に展開するとともに、それらを持続可能なサイクルとして構築していくため、上記の取組に加え、後述の「VI. 2. 基準類の整備」「VI. 3. 情報基盤の整備と活用」「VI. 4. 個別施設計画の策定」「VI. 5. 新技術の開発・導入」「VI. 6. 予算管理」「VI. 7. 体制の構築」「VI. 8. 法令等の整備」について、総合的かつ横断的に取組を進める。

2. 基準類の整備

(1) 体系的な整備

建築基準法令に基づく建築物の定期点検等の分野横断的な基準類や各分野の基準類について、引き続き適切に運用するとともに、適時・適切に改定を行う。

新規整備から定期的な点検・診断、修繕・更新に至る各段階で基準類相互の整合性が図られるよう、施設毎に関連性や補完状況等の確認を行う。その結果、過不足がある場合には相互に調整を実施し、関係する基準類の見直しを進める。

また、同種・類似施設が存在する施設については、施設の特性を踏まえた上で、分野・施設横断的に同様の取組を進め、国土交通省が所管するインフラを全体として基準類の体系的整備を図る。

さらに、地方公共団体等を含めた一元的な情報蓄積の実現に向け、全ての管理者が統一して収集・蓄積すべき情報について、項目や収集手法等を明らかにする。

(2) 地域の実情に応じた基準の整備

将来にわたって持続可能なメンテナンスを実施できるよう、施設の重要度、設置環境、維持管理の効率性、受益と負担の関係等、地域の実情を考慮の上、点検の頻度や内容等の基準を設定する。

(3) 新たな技術や知見の基準類への反映

メンテナンス全体の底上げを図るため、メンテナンスの質の向上、作業の効率化、利用者への影響の最小化、工期の短縮、トータルコスト縮減等の観点から有用と判断された新技術の普及状況や、同じような事故・災害の再発防止の観点から得られた知見を、関連する基準類に反映する。

(4) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- 平成25年の道路法改正により点検基準の法定化を行い、具体的な点検方法等を法令に定めるとともに、点検要領等の基準類の整備を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路施設 〔・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等〕	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁、トンネル等の点検については、国土交通省及び地方公共団体等の全ての管理者の施設を対象に、5年に1回、近接目視により、全数監視を実施するため、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 道路法施行規則（平成26年7月施行） 一 道路トンネル定期点検基準（平成26年6月策定） 一 道路橋定期点検基準（平成26年6月策定） ・診断については、国土交通省及び地方公共団体等の全ての管理者の施設を対象に、全国で把握し比較できるよう、統一的な尺度で健全度を判定する基準類として、健全性の診断結果の分類に関する告示（平成26年7月施行）を適用する。 ・地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、平成26年7月までに、橋梁、トンネル等の「定期点検要領」を策定する。 地方公共団体へ参考に情報提供する基準類として、右記のものを使用する。 <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、以下のものを使用する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 道路橋定期点検要領（平成26年6月策定） 一 道路トンネル定期点検要領（平成26年6月策定） 一 シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月策定） 一 横断歩道橋定期点検要領（平成26年6月策定） 一 門型標識等定期点検要領（平成26年6月策定） 	<ul style="list-style-type: none"> 点検については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 一 橋梁定期点検要領（平成26年6月策定） 一 道路トンネル定期点検要領（平成26年6月策定） 一 シェッド、大型カルバート等定期点検要領（平成26年6月策定） 一 横断歩道橋定期点検要領（平成26年6月策定） 一 附属物（標識、照明施設等）点検要領（平成26年6月策定） 一 舗装の調査要領（案）（平成25年2月策定） 一 道路のり面工・土工構造物の調査要領（案）（平成25年2月策定）

② 河川・ダム

- 平成25年度の河川法の改正等により、河川管理施設又は許可工作物の管理者が施設を的確に維持・修繕すべきことを明確化するとともに、管理者が共通して遵守すべき維持・修繕に関する最低限の技術的基準を定めたこと、許可工作物については河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、設置者に対し、技術的基準を踏まえた適切な指導を継続して行っていく。また、平成26年3月に「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」を策定したところであり、引き続き、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。
- また、平成26年4月に、ダム施設及び貯水池の維持管理、流水管理に必要とされる主な事項を定め、もって適正なダムの維持管理に資することを目的として、「河川砂防技術基準維持管理編（ダム編）」を策定したところであり、引き続き、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
河川管理施設 〔 ・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等〕	・地方公共団体へ技術的助言等として周知する基準類として、右記のものを使用する。	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －<u>河川法施行令</u>（平成25年12月施行） －<u>河川法施行規則</u>（平成25年12月施行） －<u>河川砂防技術基準 維持管理編（河川編）</u>（平成25年5月改定） －<u>堤防等河川管理施設及び河道の点検要領</u>（平成24年5月策定） －樋門等構造物周辺堤防詳細点検要領（平成24年5月策定） －ダム・堰施設技術基準（案）（平成25年7月改定） －<u>揚排水ポンプ設備技術基準</u>（平成26年3月改定） －<u>揚排水機場設備点検・整備指針（案）</u>（平成20年6月策定） －<u>河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）</u>（平成20年3月策定） －<u>河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル（案）</u>（平成20年3月策定） －電気通信施設点検基準（案）（平成21年12月改定） ・状態監視保全の確実な実施を図るた

		<p>め、平成25年度に「ダム・堰施設技術基準(案)」及び「揚排水ポンプ設備技術基準」の改定を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川の管理の特質を踏まえて河川の地域的な特性を必要に応じて取り入れられるよう、また新たな技術の導入に対し、適時・適切に改定を行う。
	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、平成26年3月に、「中小河川の堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」を新たに策定した。 	
ダム	<ul style="list-style-type: none"> 都道府県へ技術的助言等として周知する基準類として、右記のものを使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断、修繕・更新については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> —河川法施行令（平成25年12月施行） —河川法施行規則（平成25年12月施行） —河川砂防技術基準 維持管理編（ダム編）（平成26年4月策定） —ダム総合点検実施要領（平成25年10月策定） —ダム・堰施設技術基準（案）（平成25年7月改定） —ダム用ゲート設備等点検・整備・更新検討要領（平成23年4月策定） —電気通信施設点検基準（案）（平成21年12月改定） —貯水池周辺の地すべり調査と対策に関する技術指針（案）（平成21年7月策定） —ダム定期検査の手引き（平成14年2月策定） —ダム検査規程（昭和43年2月策定） 上記の基準類について、新たな知見や社会経済情勢の変化を踏まえ、適時・適切に改定を行う。

③ 砂防

- ・地方公共団体における適時・適切な点検・評価の実施に資するよう、新たに点検ガイドラインを策定する。
- ・これに基づく取組を進める中で、技術的知見を蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、右記のものを使用する。 ・地方公共団体へ参考に情報提供する基準類として、平成27年度までに、地方公共団体が適時・適切な点検・評価が実施できるよう、「点検ガイドライン」を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> —砂防設備の定期巡視点検に関する実施要領（案）（平成16年3月策定） —地すべり防止技術指針（平成20年1月策定）
地すべり 防止施設		
急傾斜地崩壊 防止施設	<ul style="list-style-type: none"> ・「点検ガイドライン」に基づく取組を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。 ○国の施工管理者としての取組 <ul style="list-style-type: none"> ・点検・診断については、右記のものを適用する。 	

④ 海岸

- 平成 11 年の海岸法改正以降、平成 23 年の東日本大震災の発生等、海岸管理を取り巻く情勢が大きく変化していることを踏まえ、[海岸法](#)の改正等により、海岸保全施設の維持・修繕のための技術的基準を定める等、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
海岸保全施設 〔 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び 樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等〕	<ul style="list-style-type: none"> 海岸管理者へ技術的助言として周知する基準類として、点検、維持・修繕については、「海岸保全施設維持管理マニュアル（平成26年3月改定）」を使用する。 海岸法の一部改正等により、海岸管理者が管理する海岸保全施設を良好な状態に保つよう維持・修繕すべきことを明確化するとともに、予防保全の観点から海岸保全施設の維持又は修繕するための「技術的基準」を定める。 「技術的基準」の運用を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、適時・適切に改定を行うとともに、基準類の体系化に向けた取組を進める。 	

⑤ 下水道

- ・下水道施設の運転管理、点検・調査、改築、修繕等について定めた「下水道維持管理指針」について、地方公共団体において予防保全を前提とした計画的な維持管理や改築が確実に実行できるよう、改定を行う。
- ・これに基づく取組を進める中で、技術的知見や必要な情報を蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
下水道 〔 ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体へ参考に情報提供するための基準類として、平成26年度上半期までに、地方公共団体が計画的維持管理や改築を行えるよう、「下水道維持管理指針」の改定を行う。 ・指針に基づく取組を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、適時・適切に改定を行うとともに、基準類の体系化に向けた取組を進める。 	

⑥ 港湾

- 平成25年度に港湾法等の改正を受けて策定された、施設種別や構造毎の具体的な点検手法や施設の重要度等を鑑みた点検内容等を明記した「港湾の施設の点検診断ガイドライン（第1部総論・第2部実施要領）」に基づき、港湾施設の計画的かつ効果的な点検診断等を推進する。
- これに基づく取組を進める中で、技術的知見を蓄積し、技術開発の進展や社会情勢等に鑑み、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	国有港湾施設所有者としての取組
港湾施設 ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 ・荷さばき施設 ・旅客乗降用固定施設 ・保管施設 ・船舶役務用施設 ・廃棄物埋立護岸 ・海浜 ・緑地 ・広場 ・移動式旅客乗降用施設	<ul style="list-style-type: none"> 技術基準対象施設の点検については、国土交通省、港湾管理者及び民間企業が所有する当該施設を対象に、点検について明確に規定した以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －<u>港湾法</u>（平成25年6月施行） －<u>港湾の施設の技術上の基準を定める省令</u>（平成25年12月施行） －技術基準対象施設の維持に関し必要な事項を定める告示（平成26年3月施行） 技術基準対象施設の点検・診断については、港湾管理者及び民間企業へ参考に情報提供するための基準類として、平成25年6月の<u>港湾法</u>の改正等を受け、施設の構造特性等を考慮しつつ、港湾管理者の限られた人員、財源、技術力に鑑み、実行可能かつ必要なレベルの点検診断について明記した「<u>港湾の施設の点検診断ガイドライン（平成26年7月策定）第1部総論・第2部実施要領</u>」を使用する。 港湾管理者へ参考に情報提供する基準類として、民間施設の立入については、平成25年6月の港湾法の改正等を受け、「<u>特定技術基準対象施設に関する報告の徴収及び立入検査等のガイドライン（平成26年7月策定）</u>」を使用する。 上記の2つのガイドライン（案）に基づき実施された点検・診断等の結果については、港湾施設のデータベースに登録・保存し、分析を行い、必要に応じてガイドラインの内容の充実・改善を図る。 	

⑦ 空港

- 平成 25 年 9 月に策定した「空港内の施設の維持管理指針」に基づき、人命への影響及び航空機運航への影響の観点から、点検の対象施設・頻度・方法等について、空港管理者において必要な改善を図るとともに、空港毎に長期的視点に立った維持管理・更新計画を策定し、見直しを行っていくことにより、戦略的な維持管理・更新を実施する。
- 維持管理指針等は、今後技術的知見を蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
空港土木施設 ・滑走路 ・着陸帯 ・誘導路 ・エプロン ・排水施設 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・場周・保安道路 ・のり面 ・擁壁 ・護岸 ・道路・駐車場 等	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断については、平成 26 年 4 月から、全ての空港管理者の施設を対象に、「空港内の施設の維持管理指針（平成 25 年 9 月策定）」を適用する。 上記の基準類については、技術的知見の蓄積等を踏まえ、適時・適切な改定を行う。 	
航空保安 施設	<p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方空港管理者等へ参考に情報提供する基準類として、右記のものを使用する。 	<p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期保守とその結果による老朽化診断及び更新計画の策定方法については、「管制技術業務実施規程（平成 26 年 3 月改定）」を適用する。
	<p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方空港管理者等へ参考に情報提供する基準類として、右記のものを使用する。 	<p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期保守とその結果による老朽化診断及び更新計画の策定方法については、「航空灯火電気施設保守要領（平成 26 年 3 月改定）」を適用する。

⑧ 鉄道

- ・鉄道等の施設の保全については、[鉄道に関する技術上の基準を定める省令](#)等において、検査を実施し、修繕等を行ったときはその記録を作成し、これを保存すること等の保全に関する事項を規定しており、鉄道事業者等に対し、法令等に基づく保全の実施についての指導等を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
鉄道 〔・線路 ・停車場 ・電気設備 ・運転保安設備〕	<ul style="list-style-type: none"> ・保全については、全ての鉄道事業者等の施設を対象に、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> －鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成14年3月施行） －軌道運転規則（昭和29年8月施行） ・鉄道事業者へ技術的助言として周知する基準類として、施設の保全については、「鉄道に関する技術上の基準を定める省令の解釈基準（平成14年3月策定）」を使用する。 	
軌道 〔・軌道 ・線路建造物 ・電力設備 ・保安設備 ・通信設備〕	<ul style="list-style-type: none"> ・中小鉄道事業者等へ参考に情報提供する基準類として、線路の保全については、平成25年度に策定した「中小鉄道事業者に対する軌道の保守管理マニュアル」を使用する。 ・鉄道事業者等へ技術的助言等を実施するため、線路（橋りょう、トンネル等構造物）の保全については、平成25年度から開催している「鉄道構造物の維持管理に関する基準の検証会議」の結果を踏まえ、「鉄道構造物等維持管理標準」等の必要な基準の見直しを図り、平成26年度上半期までに新たな基準を整備する。 ・鉄道事業者へ参考に情報提供する基準類として、運転保安設備のうち踏切保安設備については、平成24年度に策定した「技術者の技術伝承に資する維持管理マニュアル」を使用する。 ・上記のほか、維持管理に必要なマニュアル等について整備を継続する。 	

<p>索道</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔・索道線路等〕 ・停留場 ・原動設備 ・握手装置等 ・保安設備 	<ul style="list-style-type: none"> ・保全については、全ての索道事業者の施設を対象に、<u>「索道施設に関する技術上の基準を定める省令（昭和62年4月施行）」</u>を適用する。 ・索道事業者へ参考に情報提供するため、保全については、施設の保守管理及び前年度の事故情報と対策事例等をとりまとめ、適切な施設の保守、運行の管理等に資する「索道技術管理者研修会テキスト」を毎年作成する。 	
--	---	--

⑨ 自動車道

- ・自動車道事業者において点検・診断、修繕・更新が確実に実行できるよう、「一般自動車道の維持管理要領」及び「VI. 2. 基準類の整備（4）施策毎の取組①道路」における基準類を提供する。
- ・これに基づく取組を進める中で、技術的知見を蓄積し、適時・適切に改定を行うなど、基準類の体系的な整備に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
<p>橋</p> <p>トンネル</p> <p>大型の構造物</p> <ul style="list-style-type: none"> 〔・門型標識等〕 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車道事業者へ参考に情報提供する基準類として、自動車道事業者が的確な点検、更新等が行えるよう、「一般自動車道の維持管理要領（昭和52年6月策定）」及び前述の「VI. 2. 基準類の整備（4）施設毎の取組①道路」の基準類を使用する。 ・「一般自動車道の維持管理要領」の運用を通じて得られる技術的知見を収集・蓄積し、平成26年度中に改定を行うとともに、基準類の体系化に向けた取組を進める。 	

⑩ 航路標識

- 航路標識等に係る点検等の取組の他、道路や官庁施設等に係る類似施設の取組等を通じて得られる知見等を蓄積・分析し、航行船舶の更なる安全の確保やメンテナンスの質の向上のための基準類の見直しに向けた検討を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
航路標識 (・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等)		<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 航路標識等保守要領（平成25年8月改定） 航路標識等保守要領実施細目（平成25年5月改定） 劣化診断マニュアル（平成26年3月策定） 平成25年度に策定した「劣化診断マニュアル」に基づき、現場検証を実施するとともに、情報の蓄積・分析を進め、平成28年度からの本格導入に向け同マニュアルの見直しを行う。これにより、施設の腐食劣化度を定量的に評価し、腐食劣化度を的確に見極めることで、最適な時期に必要な修繕・更新等を実施する仕組みを構築する。

⑪ 公園

- 「公園施設の安全点検に係る指針（案）」の策定及び「遊具の安全確保に関する指針」の改定に関する検討を進めるとともに、基準類が適切に活用されるよう、それらの周知等を行い、さらなる充実に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
都市公園等 〔・都市公園 ・特定地区公園 (カントリー パーク)〕	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、公園施設の安全点検の基本的な考え方や留意すべき基本的な事項を示した「公園施設の安全点検に係る指針（案）」について、平成26年度中に策定を行う。 地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、近年の公園施設の現況をふまえ、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」について、平成26年度中に改定を行う。 地方公共団体へ技術的助言として周知する基準類として、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）（平成24年4月策定）」を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> 点検・診断については、以下の基準類を適用するとともに、平成26年度中に「公園施設の安全点検に係る指針（案）」を策定し、適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」（平成20年8月改定） 「プールの安全標準指針」（平成19年3月策定）

⑫ 住宅

- 住宅を含む建築物の定期点検については、建築基準法令に基づき実施方法が定められており、引き続き、法令に基づく適切な運用を推進する。

	所管者としての取組	管理者としての取組
公営住宅		
公社賃貸 住宅		
UR賃貸 住宅	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検については、建築基準法令に基づき構造、建築設備等の調査項目、方法等が定められており、引き続き、法令に基づく適切な運用を推進する。 	

⑬ 官庁施設

- 官庁施設の定期点検については、建築基準法、官公庁施設の建設等に関する法律（以下「官公法」という。）等で実施方法が定められている。
- また、保全については、「国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準」で建築物の各部等の保全されている状態とその確認方法等を定め、基準類の体系化を図っている。
- 今後、これらの基準類に基づく取組を通じて、技術的知見を蓄積・分析し、適時・適切に改定を行う。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 〔・庁舎 ・宿舎 等〕	<ul style="list-style-type: none"> 定期点検については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年6月施行） 国家機関の建築物の敷地及び構造の定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行） 国家機関の建築物の昇降機以外の建築設備の定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準を定める件（平成20年11月施行） 官庁施設の保全については、以下の基準類を適用する。 <ul style="list-style-type: none"> 国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成17年6月施行） 国家機関の建築物等の保全に関する基準の実施に係る要領（平成17年6月策定） 上記の基準類については、長寿命化に関する技術的知見の蓄積等を踏まえ、適時・適切な改定を行う。 	

⑭ 観測施設

- 測量標については、平成26年度中に「電子基準点現地調査作業要領」及び「国土地理院験潮場保守及び測定要領」を見直した上で、定期点検を実施する。
- 気象レーダー施設について、計画的かつ統一的な点検の実施に係る要領の運用を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
測量標 〔・電子基準点 ・験潮場〕		<ul style="list-style-type: none"> 定期点検については、平成26年度中に見直しを行う「電子基準点現地調査作業要領（平成25年8月改定）」及び「国土地理院験潮場保守及び測定要領（平成21年4月改定）」を適用する。
気象 レーダー 施設		<ul style="list-style-type: none"> 点検については、「レーダー気象観測業務実施要領（平成25年9月策定）」を適用する。

3. 情報基盤の整備と活用

(1) 不足情報の収集

点検・診断、修繕・更新等のメンテナンスサイクルの取組を通じて、順次、最新の劣化・損傷の状況や、過去に蓄積されていない構造諸元等の情報収集を図る。

その際、台帳に記載することとされている項目との関係や、その他メンテナンスの充実に向けて必要な項目等を明らかにした上で、統一フォーマットを設定する。

また、情報の高度化、作業の省力化、トータルコスト縮減の実現に向け、NETIS 等を活用しながら、センサーヤロボット、ICT 等の新技術の導入を図るとともに、情報収集する項目やフォーマット等を明確化するなど、一般化を図る。

(2) 情報の蓄積、地方公共団体等も含めた一元的な集約

収集した情報については、国はもとより、地方公共団体等を含め、確実に蓄積するとともに、それらの一元的な集約化を図る。

具体的には、国土交通省が施設毎に構築を進めているデータベースについて、全ての地方公共団体等の管理者が利用可能となるよう、基準類の体系的整備と一体となって、運用ルールやシステムの改善を図る。

その際、効率的な情報の収集・蓄積体制の整備に向け、共通フォーマットの提示やシステムの共有等、国が主体となって地方公共団体等のデータベース構築を支援する。

なお、既に独自のデータベースを構築・運用している地方公共団体等にあっては、各システムの仕様を確認の上、相互連携や統合に向けた調整を図る。

平成26年度から一部運用を開始する情報プラットフォームについては、地方公共団体等を含めたデータの共有や見える化の実現に向け、データベースの改善状況を踏まえつつ、それらと一体的な改善を図る。

(3) 情報の利活用と発信・共有

データベースや情報プラットフォームに蓄積・集約化した情報については、効果的な維持管理の実施、作業の効率化、事故等に係る同種・類似のリスクを有する施設の特定、基準類の体系的整備や新技術の開発・活用等の老朽化対策の高度化、資産価値の評価等へ積極的に活用していく。

また、容易にメンテナンスの現場に活用できるよう、[CIM](#)やGISとの統合運用に向けた取組を進める。

蓄積された情報については、目的に応じて一定の条件を付した上で、可能な限り広く一般に公開する。

(4) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- メンテナンスサイクルが定着するよう、全道路管理者の点検・診断・措置の結果をとりまとめ、国等が評価するとともに公表し、「見える化」を図る。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路施設 〔・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 〔・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等〕〕	<ul style="list-style-type: none"> 橋梁について、国土交通省及び地方公共団体の施設を対象に、施設の諸元、施工条件、点検・診断及び修繕の履歴等を内容とする共通のデータベースである「全国道路橋データベース」を試行中。 定期点検基準に基づいた点検結果の情報については、平成26年度中に共通のデータベースを構築し、情報の蓄積を開始する。 蓄積した情報は、国と各地方公共団体との間で共有することを検討する。 	

② 河川・ダム

- 国土交通省が管理する河川・ダムについて、管理の基本となる河川台帳や施設台帳、河道や堤防等の変状・被災情報を記録した河川カルテ、各ダムで蓄積されている維持管理情報等のデータベース化を進める。
- その際、地方公共団体との連携のもとで、全国的なデータベース化の検討を行う。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
河川管理施設 〔・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等〕	<ul style="list-style-type: none"> 国土交通省のデータベースの試行運用状況、改良状況に合わせ、地方公共団体との連携のもと、データベース化の検討を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、国土交通省の施設を対象に、施設の諸元、河道や堤防等の変状・被災情報等を内容とするデータベースを構築済みであり、引き続き、試行運用、改良を行った上で、運用を開始する。 現場でのデータ入力や利活用をより容易にするため、ICTの活用を順次推進する。 蓄積した情報は、水管理・国土保全局及び各地方整備局等の河川部等の中で広く共有する。

ダム		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、国土交通省の施設を対象に、施設の諸元、観測・点検・検査結果及び補修・更新の履歴等を内容とするデータベースを構築済みであり、引き続き、試行運用・改良を行った上で、運用を開始する。 蓄積した情報は、水管理・国土保全局及び各地方整備局等の河川部等の中で広く共有する。
----	--	---

③ 砂防

- 国土交通省が事業を実施している区域、施設※については、点検結果等の維持管理情報のデータベース化を推進する。
- また、多くの施設を管理する地方公共団体においても同様の取組が進むよう、検討する。

※ 国が対策を実施しており、都道府県への引継が完了していない施設を含む。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、地方公共団体との連携のもと、右記のデータベースの対象として、地方公共団体の施設を追加するための検討を実施する。 蓄積した情報は、国及び地方公共団体の中で広く共有する。 <p>○国の施工管理者としての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、国土交通省の事業で整備した施設を対象に、施設の諸元、施工条件、点検・診断の履歴等を内容とするデータベースを構築済み。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、国土交通省の事業で整備した施設を対象に、施設の諸元、施工条件、点検・診断の履歴等を内容とするデータベースを構築済み。 平成26年度までに、データベースへの情報の蓄積を完了し、27年度以降は、情報の更新を継続する。 蓄積した情報は、水管理・国土保全局及び各地方整備局等の河川部等の中で広く共有する。
地すべり 防止施設	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度までに、データベースへの情報の蓄積を完了し、27年度以降は、情報の更新を継続する。 	
急傾斜地 崩壊防止施設	<ul style="list-style-type: none"> 蓄積した情報は、水管理・国土保全局及び各地方整備局等の河川部等の中で広く共有する。 	

④ 海岸

- ・全国の海岸保全施設の点検結果等について、引き続き海岸管理者の協力を得ながら、一元的なデータベース化に向けた取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び 樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等	<ul style="list-style-type: none"> ・国の事業で整備している施設の一部を対象に、施設の諸元、施工条件等を内容とするデータベースを平成25年度に構築したところであり、26年度より、その他の施設も含め、一連のメンテナンスサイクルを通じて得られる維持管理情報について、海岸管理者の協力を得ながら、共通のデータベースの構築を推進する。 ・海岸管理者が蓄積した情報の更新ができるよう、技術的支援を行う。 ・蓄積した情報は、国及び海岸管理者の中で広く共有する。 	

⑤ 下水道

- ・下水道施設情報システムを構築し、地方公共団体等の協力を得ながら、維持管理や改築等に必要な情報の一元的なデータベース化を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
下水道 〔・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体の施設を対象に、平成27年度までに、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等の情報を集約・分析・活用することのできる共通のデータベースである「下水道施設情報システム」を構築し、平成28年度から運用を開始する。 ・蓄積した情報は、国及び地方公共団体の中で広く共有するとともに、必要に応じ、民間企業等に情報提供する。 ・データベースにより効率的な維持管理手法の実現や研究機関における技術開発の促進等を図る。 ・点検・調査結果に関するデータのとりまとめについて、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」の財政的支援を継続する。 	

⑥ 港湾

- ・順次実施される点検診断等の結果について、その都度、データベースへ蓄積し、一元的な集約化を図る。
- ・データベースに集約された情報については、関係者間で共有することで、技術力の向上、的確な維持管理の推進を図る。

施設	所管者としての取組	国有港湾施設所有者としての取組
港湾施設 〔・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 ・廃棄物埋立護岸〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、右記のデータベースの対象として、施設の諸元等の情報をについて、港湾管理者の施設を追加していく。 ・平成27年度までに、港湾管理者がデータベースへの情報の蓄積を完了できるよう、システムの充実・強化等の技術的支援を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年度に、国有港湾施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースを構築済み。 ・平成25年度に、データベースへの情報の蓄積を完了したところであり、26年度以降は、情報の更新を継続する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度以降は、港湾管理者が蓄積した情報の更新ができるよう、システムの充実・強化等の技術的支援を継続する。 ・蓄積した施設の諸元等の情報は、国及び各港湾管理者の中で広く共有する。 ・施設の諸元等に加え、点検・診断や修繕・更新等の情報をデータベースに順次追加し、これらを活用することで効率的かつ的確な維持管理を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄積した情報は、港湾局及び各地方整備局等の港湾空港部等の中で広く共有する。
--	--	--

⑦ 空港

- ・各種施設の効率的かつ高度な維持管理に資する情報を利活用するため、各施設の維持管理・更新に係る各種情報を「空港施設CALS (Continuous Acquisition and Life-cycle Support) システム」で適切に蓄積・管理し、活用を進める。
- ・将来の更新時期を把握するために、路面性状調査結果、維持補修履歴等の情報の収集、蓄積し、これらのデータを基に劣化予測を行っていく。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
空港土木施設 〔 ・滑走路 ・着陸帯 ・誘導路 ・エプロン ・排水施設 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・場周・保安道路 ・のり面 ・擁壁 ・護岸 ・道路・駐車場 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年4月から全ての空港に適用された「空港内の施設の維持管理指針（平成25年9月策定）」に基づき、施設の諸元、施工条件、点検・診断及び修繕・更新等の情報を電子化し、最新の状態で蓄積することで維持管理に活用できるよう、空港管理者に対する指導を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度に、国管理空港を対象に、施設の諸元、施工条件、点検・診断及び修繕・更新の履歴並びにGIS情報を内容とするデータベースである「空港施設CALSシステム」を構築済み。 ・平成15年度に、データベースへの情報の蓄積を完了したところであり、16年度以降は、情報の更新を継続する。 ・蓄積した情報は、航空局、各地方航空局及び各地方整備局等の港湾空港部等の中で広く共有する。 ・平成18年度に、国管理空港を対象に、滑走路等の舗装の巡回点検業務の効率化を図るために構築した、異常箇所の把握・登録機能や点検記録の作成支援機能を有する「空港舗装

		巡回等点検システム」について、平成 26 年度までに全ての国管理空港に普及する。
航空保安施設	<p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方管理空港等の職員を対象に、航空機運航の安全性確保の観点からの保守点検実施情報、障害情報等の蓄積・活用に関する指導について、毎年継続的に実施する。 <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方管理空港等の職員を対象に、航空灯火施設の確実な運用、保守の改善及び施設の信頼性向上等、技術管理情報の収集・共有を目的とした技術報告会について、航空局において、毎年開催する。 	<p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理空港等を対象として、平成 19 年度に航空機運航の安全性確保の必要性から整備した「運用・信頼性管理装置」を活用し、常時状態監視情報、保守点検実施情報、障害情報等を内容とするデータベースを構築しており、引き続き、情報の蓄積及び更新を継続する。 蓄積した情報は、航空局及び各地方航空局の中で広く共有する。 <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理空港を対象として、航空灯火施設の確実な運用、保守の改善及び施設の信頼性向上を目的として策定した「技術管理業務実施要領（平成 25 年 3 月策定）」に基づく技術管理データについて、情報の更新を継続する。 収集した情報は、航空局及び各地方航空局の中で広く共有する。

⑧ 鉄道

- 鉄道等の施設の保全については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき、検査等を行ったときはその記録を作成し、これを保存するよう、鉄道事業者等に対し、法令に基づく保全の実施について指導する。
- また、中小鉄道事業者等に対し、効果的な維持管理の実施、作業の効率化等が図られるよう、平成 25 年度に構築した鉄道構造物の維持管理に係るデータベースについて、活用の推進を指導する。

	所管者としての取組	管理者としての取組
鉄道 〔 ・線路 ・停車場 ・電気設備 ・運転保安設備〕	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道等の施設の保全については、鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき、検査等を行ったときはその記録を作成し、これを保存するよう、引き続き、鉄道事業者等に 	

軌道 〔・軌道 ・線路建造物 ・電力設備 ・保安設備 ・通信設備〕	対し、法令に基づく保全の実施について指導する。 ・平成 25 年度に、中小鉄道事業者等の鉄道構造物を対象に、施設の諸元、検査及び措置等を内容とする維持管理に係る共通のデータベースを構築し、情報を蓄積しているところであります。引き続き、適切な運用を推進する。	
索道 〔・索道線路等 ・停留場 ・原動設備 ・握索装置等 ・保安設備〕		

⑨ 自動車道

- ・平成 26 年度中に運用を開始する自動車道データベースについて活用を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
橋 トンネル 大型の構造物 〔・門型標識 等〕 等	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度に、自動車道事業者の施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴並びに GIS 情報等を内容とする自動車道の共通のデータベースを構築済み。 ・平成 26 年度までに、自動車道事業者がデータベースへの情報の蓄積を完了できるよう、技術的支援を実施する。 ・平成 27 年度以降は、自動車道事業者が蓄積した情報の更新ができるよう、技術的支援を継続する。 ・蓄積した情報は、国と各自動車道事業者との間で共有する。 	

⑩ 航路標識

- ・平成 24 年 4 月から運用を開始した航路標識データベースについて、今後、点検・診断の結果について、その都度、データベースへの情報の蓄積・更新を進めるとともに、構築されたデータベースについては、各管区海上保安本部等で共有することにより、技術力の向上、維持管理の質の向上を図る。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
航路標識 ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所等		<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度に、海上保安庁の施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とする「航路標識データベース」を構築済み。 平成25年度までに、データベースへの情報の蓄積を完了したところであり、26年度以降は、情報の更新を継続する。 蓄積した情報は、海上保安庁本庁及び各管区海上保安本部の中で広く共有する。

⑪ 公園

- 施設情報データベースのあり方について調査検討を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
都市公園等 ・都市公園 ・特定地区公園（カントリーパーク）	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度から、地方公共団体が管理する施設の共通のデータベースのあり方について調査検討を進めること。 データベースに蓄積する情報は、必要に応じ、国、地方公共団体及び民間企業等において広く共有し、これらを活用することで、効率的かつ的確な維持管理を推進すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中に、国土交通省の施設を対象に、施設の諸元、点検・師団及び修繕・更新の履歴等の情報を内容とするデータベースを構築し、情報を蓄積する。 27年度以降は、情報の更新を継続する。 蓄積した情報は、都市局及び各地方整備局等の建政部等の中で広く共有する。

⑫ 住宅

- 公営住宅については、個別の公営住宅の点検・維持管理等に係るデータベースについて、メンテナンスの質の更なる向上を図るために、そのあり方について検討を進める。
- UR賃貸住宅については、対象施設の諸元情報、点検・修繕計画や維持管理に係るデータベース等を構築しており、これらを活用し、対象施設に関する情報の収集と蓄積に引き続き努めるよう促す。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中に、地方公共団体が管理する個別の公営住宅毎の点検・ 	

	維持管理や修繕計画に係る共通のデータベースのあり方について調査検討を進める。	
UR賃貸住宅	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度に、事業主体（UR）において、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とする共通のデータベースを構築済みであり、適切な運用が図られるよう、必要に応じて情報提供を行う。 	

⑬ 官庁施設

- 官庁施設においては、平成17年度から、インターネットを通じて保全情報を蓄積・分析する「保全業務支援システム」を運用してきたところであるが、新たなニーズに対応するため、25年度にシステムを改良し、26年度から新たに「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N (Building Information system for Maintenance and Management Support in National government))」として運用を開始する。
- 同システムを活用し、保全の適正化が図れるよう保全指導を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 ・ 庁舎 ・ 宿舎 等	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中に、全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査(保全実態調査)に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に蓄積する。 引き続き、各省各庁に対して保全実態調査を実施し、情報の更新を毎年実施する。 地方公共団体が利用するデータベースへの情報の蓄積・更新ができるよう、技術的支援を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度中に、国土交通省が管理する全ての官庁施設を対象に、保全の実施状況の調査(保全実態調査)に必要な施設の諸元等の情報を「官庁施設情報管理システム(BIMMS-N)」に登録する。 平成27年度以降は、情報の更新を毎年実施する。 蓄積した情報は、各施設管理者並びに官庁営繕部及び各地方整備局等の営繕部等で共有する。

⑯ 観測施設

- 測量標については、これまで実施してきた点検・診断、修繕・更新の情報をデータベースに蓄積する。
- 気象レーダー施設について、これまで実施してきた点検・診断、修繕・更新の情報をデータベースに蓄積する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
測量標 〔・電子基準点 ・駿潮場〕		<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度までに、国土地理院の施設を対象に、施設の諸元、点検・診断及び修繕・更新の履歴等を内容とするデータベースである「電子基準点属性データ」及び「駿潮場の情報」を構築し、データベースへの情報の蓄積を完了したところであり、26年度以降は、情報の更新を継続する。 蓄積した情報は、国土地理院本院及び各地方測量部の中で広く共有する。
気象 レーダー 施設		<ul style="list-style-type: none"> 平成19年度に、気象庁の施設を対象に、点検・診断及び修繕・更新の履歴を、「VI. 2. 基準類の整備」の基準類で定める形式で、電子ファイルとして蓄積するデータベースを構築し、情報を蓄積したところであり、引き続き、情報の更新を実施する。 蓄積した情報は、気象庁本庁及び各気象台の中で広く共有する。

4. 個別施設計画の策定・推進

(1) 対象施設

行動計画の対象施設のうち、以下の施設を除く全ての施設について、予防保全型維持管理の考え方を前提とした個別施設計画の策定を推進する。

〔経年的な損傷以外の損傷によって健全性が左右される施設〕

劣化や疲労等の経的な損傷に比して、降雨・地震等の災害や人的な事故等の短期間で発生する事象に起因する損傷によってその健全性が左右される施設については、巡視や被災後の点検等により状態を把握し、適切に機能回復を図ることを基本として管理する。

〔主たる構成部が精密機械・消耗部材である施設〕

技術の陳腐化又は消耗による定期更新が必要な施設については、巡視等に基づく事後保全を基本として管理する。

〔規模の小さい施設〕

施設規模が小さく、予防保全型維持管理によるトータルコストの縮減効果が限定的である施設については、経済性・効率性に鑑みて、個別施設計画策定の判断については各管理者の主体的な判断に委ねる。

各分野において個別施設計画の策定を推進する対象施設は次のとおりである。

分野	対象施設
道路	橋梁、トンネル、大型の構造物（横断歩道橋、門型標識、シェッド等）
河川・ダム	ダム、堰、水門、床止め、樋門・樋管、閘門、陸閘、揚排水機場、浄化施設、管理橋等
砂防	砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設
海岸	堤防、護岸、胸壁、水門及び樋門、排水機場、陸閘、突堤、離岸堤、砂浜等 (施設の規模及び構造等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
下水道	下水道（管路施設、処理施設、ポンプ施設等）
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設、荷さばき施設、旅客乗降用固定施設、保管施設、船舶役務用施設、廃棄物埋立護岸、海浜、緑地、広場、移動式旅客乗降用施設 (小規模で利用上の重要度及び代替性等の観点から予防保全の効果が低い施設を除く)
空港	空港土木施設（滑走路、誘導路、エプロン、幹線排水、共同溝、地下道、橋梁、護岸）、空港機能施設（航空旅客の取扱施設）
鉄道	鉄道（線路（橋梁、トンネル等構造物）） 軌道（線路建造物）
自動車道	橋、トンネル、大型の構造物（門型標識等）
航路標識	航路標識（灯台、灯標、立標、浮標、無線方位信号所等）
公園	都市公園、特定地区公園（カントリーパーク） (事後保全型管理を行う施設を除く)
住宅	公営住宅、公社賃貸住宅、UR賃貸住宅
官庁施設	庁舎、宿舎等 (建築基準法第12条第2項及び官公庁施設の建設等に関する法律第12条第1項に規定する定期点検の対象外の施設を除く)
観測施設	該当なし

(2) 計画策定の推進と内容の充実

上記の対象施設について、全ての管理者によって早期に計画の策定

が進むよう、策定方針や手引きの策定等を実施する。

その際、中長期的な予算管理に資する計画となるよう、蓄積された情報を基に、概算費用の算定や計画期間の考え方についても明記する。

また、個別施設計画を策定するためには、施設毎の点検・診断や、その結果を含む情報の蓄積が不可欠であることに鑑み、施設毎にメンテナンスサイクルの取組の進捗状況に応じた対策を講ずる。

修繕や更新に際し、機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の検討を行うに当たっては、都市計画や交通計画、その他の計画や戦略等と一体となって取り組めるよう、必要に応じ、「7. 体制の構築」において後述する広域的な連携の仕組み等も活用しながら、相互連携の強化を図る。

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- 定期的な点検・診断の結果に基づき、個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）を策定する。
- また、都道府県毎に国・都道府県・市町村から構成される支援組織を設置し、市町村に対して必要な支援を行う。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が実施する「個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）の策定・変更」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、防災・安全交付金等による支援を継続する。 ・平成28年度までに、全国の橋梁（15m以上）の個別施設計画（道路橋長寿命化修繕計画）を策定する。 15m未満の橋梁、トンネル、大型の構造物についても個別施設計画の策定を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年度までに、トンネルについて、個別施設計画を策定する。 ・平成28年度までに、大型の構造物について、個別施設計画を策定する。

② 河川・ダム

- ・国土交通省が管理する河川・ダムについては、点検やトータルコスト縮減の考え方等を記載した個別施設計画の策定を進める。
- ・また、地方公共団体が管理する河川・ダムについても同様の取組がなされるよう、支援窓口を通じた技術的支援や、防災・安全交付金等による財政的支援を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 等	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体を対象に、各地方整備局等の河川部等を窓口として、個別施設計画策定に関する技術的支援を継続する。 ・地方公共団体が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、平成29年度まで防災・安全交付金等により支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに、国土交通省が管理する主要な河川管理施設について、個別施設計画を策定する。 ・国土交通省が管理するその他の河川管理施設について、個別施設計画を順次策定を進める。
ダム		<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに、国土交通省が管理するダムについて、個別施設計画を策定する。

③ 砂防

- ・国土交通省はもとより、地方公共団体による着実な取組が進むよう、個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）策定ガイドラインを策定し、地方公共団体等に提供する。
- ・また、地方公共団体に対して防災・安全交付金による財政的支援を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体へ参考に情報提供する個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）の策定方針等として、平成26年6月に、「砂防関係施設の長寿命化計画策定ガイドライン（案）」を策定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに、全ての対象施設にて個別施設計画を策定する。
地すべり防止施設		
急傾斜地崩壊防止施設	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度から、地方公共団体が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、平成29年度まで防災・安全交付金等により支援する。 	

	<p>による支援」のとおり、防災・安全交付金等の対象とし、30年度まで支援する。</p> <p>○国の施工管理者としての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年度までに、全ての対象施設にて個別施設計画を策定する。 	
--	---	--

④ 海岸

- ・[「海岸保全施設維持管理マニュアル」](#)を参考に、海岸管理者が個別施設計画を策定できるよう、当該マニュアルの周知等の取組を推進する。
- ・また、海岸管理者に対して防災・安全交付金等による財政的支援を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜等 	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者へ技術的助言として周知する個別施設計画の策定方針等として、<u>「海岸保全施設維持管理マニュアル（平成26年3月改定）」</u>を使用する。 ・平成26年度から、海岸管理者が実施する「個別施設計画の策定」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、防災・安全交付金等の対象とし、平成30年度まで支援する（東日本大震災の被災地等の一部は、平成32年度まで支援）。 	

⑤ 下水道

- 各地方公共団体において個別施設計画（下水道長寿命化計画）の策定が進むよう、平成25年9月に策定・公表した 「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」 の周知や、計画策定等について防災・安全交付金等による財政的支援を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
下水道 〔 ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体へ参考に情報提供する個別施設計画（下水道長寿命化計画）の策定方針等として、平成25年9月に策定・公表した <u>「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）」</u> を使用する。 地方公共団体が実施する「長寿命化対策を含めた計画的な改築」について、個別施設計画の策定を防災・安全交付金等の交付要件としており、引き続き、計画未策定の地方公共団体の策定を推進する。 将来の人口減少や地域の実情等を勘案した、適切な個別施設計画策定を推進する。 平成28年度までに、供用開始後30年を経過した施設を管理している地方公共団体において個別施設計画が策定されるよう、上記の取組を推進する。 	

⑥ 港湾

- ・ 港湾管理者において着実に取組が進むよう個別施設計画（維持管理計画及び港湾管理者と協働で策定する港湾単位の維持管理・更新計画である予防保全計画）の策定ガイドラインを策定・提供し、港湾管理者に周知する。

施設	所管者としての取組	国有港湾施設所有者としての取組
<ul style="list-style-type: none"> ・ 水域施設 ・ 外郭施設 ・ 係留施設 ・ 臨港交通施設 ・ 荷さばき施設 ・ 旅客乗降用固定施設 ・ 保管施設 ・ 船舶役務用施設 ・ 廃棄物埋立護岸 ・ 海浜 ・ 緑地 ・ 広場 ・ 移動式旅客乗降用施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者へ参考に情報提供する個別施設計画のうち維持管理計画の策定方針等として、「VI. 2. 基準類の整備」に前述した「港湾の施設の点検診断ガイドライン（案）」の規定内容等を踏まえ、「港湾施設の長寿命化等に資する計画策定ガイドライン」を平成26年度中に策定する。 ・ 港湾管理者が所有する施設の「維持管理計画の策定」について、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、平成26年度まで防災・安全交付金等により支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設計画のうち維持管理計画について、定期的な点検・診断や維持補修の実績情報等踏まえ、適宜内容の見直しを図る。

⑦ 空港

- 滑走路、誘導路等の機能を確実に確保するため、空港毎に長期的視点に立った個別施設計画（維持管理・更新計画）を策定し、それに基づき定期的な点検、診断を行い、必要な対応を行うとともに、点検・診断結果に基づき必要に応じて策定された計画の見直しを行っていく本格的なPDCAサイクルによる維持管理・更新への移行を図り、予防保全型維持管理を着実に実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
空港土木施設 〔・滑走路 ・誘導路 ・エプロン ・幹線排水 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・護岸〕	・平成26年4月から全ての空港に適用された「空港内の施設の維持管理指針（平成25年9月策定）」に基づき、空港毎に策定した長期的視点に立った個別施設計画（維持管理・更新計画）により、空港管理者の維持管理・更新が的確に実施されるよう、指導を継続する。	・国管理空港について、空港毎に長期的視点に立った個別施設計画を平成25年度に策定したところであり、隨時見直しを行っていくことで、戦略的な維持管理・更新を実施する。
空港機能施設 〔・航空旅客の取扱施設〕	・国の建築物等の保全において実施している確認項目及び確認方法等並びに「中長期計画」の策定方法について、引き続き、管理者に対して参考に情報提供する。	

⑧ 鉄道

- 個別施設計画は、鉄道事業者等が「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき規定した実施基準等」及び「それらに基づく記録等」によって構成されることを基本とし、これらに基づき、鉄道事業者等における施設の維持管理・更新等が的確であるかを確認するため、保安監査等により指導を継続する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
鉄道 〔・線路（橋梁、トンネル等構造物）〕	・個別施設計画を構成する「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等に基づき規定した実施基準等」及び「それらに基づく記録等」に基づき、鉄道事業者等における施設の維持管理・更新等が的確であるかを確認するため、保安監査等により指導を継続する。	
軌道 〔・線路建造物〕		

⑨ 自動車道

- 自動車道事業者による着実な取組が進むよう、個別施設計画（自動車道の長寿命化等に資する計画）の策定の手引きを新たに策定し、自動車道事業者に周知する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
橋 トンネル 大型の構造物 〔・門型標識 等〕	・個別施設計画（自動車道の長寿命化等に資する計画）の策定方針等として、平成28年度までに「自動車道の長寿命化等に資する計画の策定の要領」を策定する。	

⑩ 航路標識

- 点検・診断結果や維持管理状況等を踏まえ、個別施設計画（長寿命化計画）の取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
航路標識 〔・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等〕		・平成26年度中に、全ての対象施設について、個別施設計画（長寿命化計画）を策定する。

⑪ 公園

- 都市公園のうち国営公園については、「[長寿命化指針](#)」に基づく個別施設計画（長寿命化計画）の策定を推進する。
- また、地方公共団体が管理する都市公園等についても同様の取組がなされるよう、技術的・財政的な支援を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
・都市公園 ・特定地区公園 （カントリーパーク）	・地方公共団体へ技術的助言として周知する個別施設計画（長寿命化計画）の策定方針等として、右記の基準類を使用する。 ・地方公共団体が実施する「個別施設計画の策定・変更」について、前述の「VI.	・個別施設計画（長寿命化計画）の策定については、「 公園施設長寿命化計画策定指針(案)(平成24年4月策定) 」を適用する。

	<p>1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」のとおり、防災・安全交付金等による支援を継続する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の人口減少や地域の実情等を勘案した、適切な個別施設計画策定を推進する。 ・平成28年度までに、都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体の6割で個別施設計画が策定されるよう、上記の取組を推進する。 	
--	--	--

⑫ 住宅

- ・これまでストック総合改善事業等の実施において個別施設計画（長寿命化計画）の策定を推進してきた結果、平成24年度末現在で6割を超える管理者が個別施設計画を策定している状況に鑑み、今後は、個別施設計画の策定を事業実施要件として位置づけることで、公営住宅に係る点検・維持管理の適確な実施を促す。
- ・一方、個別施設計画を未策定である地方公共団体における取組の推進のため、個別施設計画策定に必要な情報を提供する。
- ・また、公社賃貸住宅についても、的確な点検・維持管理等が進められるように、地方公共団体に対して必要な助言を行う。
- ・UR賃貸住宅については、既に策定済の [個別施設計画（長寿命化計画）](#)に基づき、的確な維持・管理が行われるよう促す。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度以降、地方公共団体が実施するストック総合改善事業等について、「個別施設計画（長寿命化計画）の策定」を防災・安全交付金等の交付要件としており、引き続き、計画未策定の地方公共団体の策定を推進する。 ・将来の人口減少や地域の実情等を勘案した、適切な個別施設計画策定を推進する。 ・個別施設計画未策定の地方公共団体が計画の策定を円滑に進められるよう、引き続き、既存の計画の実態について整理するとともに、策定に必要な情報提供を行う。 	

公社賃貸住宅	・公社賃貸住宅の的確な点検・維持管理等を実施できるよう、地方公共団体（出資団体）に対して個別施設計画（長寿命化計画）に係る必要な情報提供を行う。	
UR賃貸住宅	・URが策定した個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、的確な維持・管理を実施できるよう、必要に応じて情報提供を行う。	

⑬ 官庁施設

- 対象となる官庁施設について、個別施設計画の策定を推進する。
- 個別施設計画は、「中長期保全計画（施設の運用段階における保全の実施内容、予定年度、概算額に係る計画）」及び「保全台帳（点検や修繕履歴等を記録する台帳）」によって構成されることを基本とし、必要に応じて、基本計画の「IV. 2. ⑤対策内容と実施時期」において記載された機能転換・用途変更、複合化・集約化、廃止・撤去、耐震化等の必要な対策を追加する。
- また、その策定状況について、各省各庁との連絡調整会議等を通じて情報交換を行う。
- 中長期保全計画は、5年以内毎に見直しを行うほか、大規模な修繕が行われた後その他必要があるときは見直しを行う。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
・庁舎 ・宿舎 等	<ul style="list-style-type: none"> 個別施設計画を構成する「中長期保全計画」及び「保全台帳」が適切に作成されるよう、保全指導を継続する。 「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」の機能を用いた「中長期保全計画」及び「保全台帳」の作成方法を周知し、これらの作成を引き続き支援する。 各省各庁との連携のもと、個別施設計画の策定を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年度までに、全ての個別施設計画の対象施設において、「官庁施設情報管理システム（BIMMS-N）」を活用するなどして、「中長期保全計画」及び「保全台帳」を作成し、必要に応じて、対策内容を追加することにより、個別施設計画の策定を完了する。 策定した個別施設計画は、適宜、更新する。

⑭ 観測施設

- 該当無し

5. 新技術の開発・導入

様々な政策手段を効果的・効率的に活用するため、分野毎、メンテナンスサイクルの段階毎に技術動向を把握するとともに、現場の管理ニーズが十分に反映された技術開発のテーマを洗い出し、個々の課題解決に向けた取組を尊重しつつ、当該テーマに重点的に取り組むための仕組みを構築する。

特に、予防保全型維持管理を行う上で、メンテナンスサイクルの重要な構成要素である点検・診断については、点検等を支援するロボット等による機械化、非破壊・微破壊での検査技術、ICTを活用した変状計測等の新技術による高度化、効率化に重点的に取り組む。

これらの取組を体系的に整理した上で、[第3期国土交通省技術基本計画](#)で示された「社会資本維持管理・更新プロジェクト」に位置づけ、計画的な実施を図る。

(1) 技術研究開発の促進

① 適切な役割分担の下での产学研官の連携

技術研究開発に対する管理ニーズ、管理すべきインフラのボリューム感等の情報を示すとともに、試行的実施を行うフィールドの提供や試行費用の負担等、民間等が技術研究開発に投資しやすい環境を整備する。

一方、緊急を要するもの、民間等が実施しないもの、評価技術等の客観性が求められるもの等、国が責任をもって行うべき技術研究開発については、必要に応じて国土交通省の研究開発機関と民間等とが共同開発を行うなど、計画的に推進する。

② 管理ニーズと技術シーズのマッチング等

分野毎、メンテナンスサイクルの段階毎に管理ニーズを分かりやすく整理するとともに、管理ニーズと技術シーズのマッチングを丁寧に図ることで、管理ニーズに沿った技術研究開発を促進する。また、積雪寒冷地のような過酷な気象条件下等、設置環境や利用状況に応じた技術研究開発も行う。

インフラのモニタリング技術については、平成25年10月に設置した[「社会インフラのモニタリング技術活用推進検討委員会」](#)等において、管理ニーズの体系的整理、管理ニーズと技術シーズのマッチングを行った上で、施設毎に現場を活用して実証試験を実施し、耐久性・安全性・経済性等の検証、得られたデータと施設の状態との関係の分析等を通じて、管理ニーズから見た有効性を明らかにすることにより、技術研究開発等を促進する。

また、ロボット技術について、国土交通省と経済産業省が共同で同年7月に設置した[「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入検討会」](#)において、現場ニーズと異分野技術を含めた技術シーズのマッチングを行い、「次世代社会インフラ用ロボット開発・導入重点分野」を同年12月に策定した。

今後、26年4月に設置した「[次世代社会インフラ用ロボット現場検証委員会](#)」において、民間や大学等のロボットを公募し、現場での検証・評価を通じて、有用なロボットを国土交通省が実施する事業の現場へ先導的に導入することにより、技術研究開発を促進する。

(2) 円滑な現場展開

維持管理・更新等に係る新技術について、新技術の開発の活性化と、それらの円滑な現場展開を図るために、NETIS 等を活用し、現場への導入・普及を加速する。

具体的には、管理ニーズに基づき、テーマを設定し、公募した新技術を現場で積極的に活用し、評価を促進するとともに、評価に基づき、新技術の特性等について「[NETIS維持管理支援サイト](#)」で公表するなど、新技術の現場導入を支援する。

特に有用な技術については、歩掛策定や設計業務における比較検討の奨励等の取組により、普及を促進する。

将来的には、我が国に遅れてインフラの老朽化のピークが到来するアジアの新興国等への国際的な展開を見据え、これらの取組を通じて世界最先端のメンテナンス技術を構築し、新規整備から維持管理・更新までが一体的となったインフラシステムの輸出を実現する。

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- 点検・診断の信頼性確保や、負担・コストの軽減、修繕工事の工期短縮、コスト縮減、施設の耐久性の向上を図るために、非破壊検査技術やモニタリング技術、新材料・工法等の新技術について、民間が開発した技術の試行・評価や、産官学による共同研究開発等を国を中心となって積極的に取り組む。

施設	研究開発	現場展開
道路施設 〔・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等〕	<ul style="list-style-type: none"> 「新道路技術会議」を活用した研究開発、産学官共同研究開発を推進する。 民間開発技術の公募・試行・評価を推進する。 道路ストックの長寿命化に関して、点検合理化のための研究開発等を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、引き続き、国土交通省の施設で積極的に活用するとともに、地方公共団体に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。

	<ul style="list-style-type: none"> ・橋梁やトンネルの点検における近接目視や打音検査を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募し、現場検証・評価を行うことにより、研究開発を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の技術について、現場検証・評価を行うことにより、国土交通省の施設等への現場導入・普及を目指す。
--	---	--

② 河川・ダム

- ・維持管理の実態とその課題に係る情報提供を通じて、民間や研究機関による新技術等の開発促進を図る。
- ・管理技術の高度化に当たっては、調査・設計・工事・管理というメンテナンスサイクル全体を通じたマネジメントの徹底に留意する。
- ・開発された技術や研究成果が現場で積極的かつ有効に活用され、それらについて管理職員が研修等を通じて学ぶことを定着させるよう努める。併せて、他分野において活用されている新技術を、河川・ダムの管理に応用し実用化する検討にも努める。

施設	研究開発	現場展開
河川管理施設 ・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等	<ul style="list-style-type: none"> ・河道、堤防、コンクリートの効率的な点検・診断技術の開発と実用化及び長寿命化に資する技術開発を進めること。 ・水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募し、現場検証・評価を行うことにより、研究開発を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・左記の技術の実用化、現場導入及び普及に当たっては、現地での試行を容易とする環境づくりに努める。 ・左記の技術について、現場検証・評価を行うことにより、国土交通省の施設等への現場導入・普及を目指す。
ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的なダム堤体の健全度診断技術等の新技術の開発・活用を促進する。 ・水中部における近接目視等を代替・支援する技術等について、民間等のロボットを公募し、現場検証・評価を行うことにより、研究開発を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・適用条件等を適切に把握して、新技術の現場導入を目指す。 ・左記の技術について、現場検証・評価を行うことにより、国土交通省の施設等への現場導入・普及を目指す。

③ 砂防

- ・国土交通省が事業を実施している区域、施設※においては、新技術の適用条件等を適切に把握して、区域毎に応じた新技術の導入に取り組む。
- ・新技術が導入されている各事業における取組を整理、周知することで広く普及を図る。

※ 国が対策を実施しており、都道府県への引継が完了していない施設を含む。

施設	研究開発	現場展開
砂防設備	・砂防設備等の点検合理化のための研究開発を推進する。	・新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、地方公共団体に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。
地すべり 防止施設		
急傾斜地 崩壊防止施設		

④ 海岸

- ・的確な維持管理の徹底に当たっては、点検や修繕の段階における対応だけでなく、施設を設計する段階から材料や構造等について検討を進める。また、点検においては、目視等による従来の点検手法に加え、衛星情報等の新技術等の検討も進め、新素材・新技術の積極的な導入を推進する。
- ・予防保全に必要な劣化診断・劣化予測等の技術研究開発を行い、効率的・効果的な維持管理・更新を進める。
- ・新技術が導入されている各事業における取組を整理、周知することで広く普及を図る。

施設	研究開発	現場展開
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び 樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等	・海岸保全施設等の点検合理化のための研究開発を推進する。	・新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、海岸管理者に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。

⑤ 下水道

- 平成25年度に実施した効率的な点検・調査手法の実証について、ガイドラインの策定、説明会の実施等により導入促進を図る。
- このほか維持管理や改築等に係る新技術の開発・導入を推進する。

施設	研究開発	現場展開
下水道 〔管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	・従来に比べ、早く安価に調査可能な新技術や、トータルコストの低減に資するような省エネルギー・創エネルギー対策を可能とする新技術等について、開発・導入を推進する。	・左記の技術について、平成25年度までに実施した効率的な点検・調査手法等の実証を踏まえ、ガイドラインの策定、説明会の実施等により、順次、現場導入・普及を目指す。

⑥ 港湾

- 研究機関等と連携を図りながら効果的かつ効率的な点検、モニタリング、補修、改良にかかる新技術の開発促進を図る。

施設	研究開発	現場展開
港湾施設 〔係留施設〕	・鉄筋コンクリートの鉄筋腐食状況をセンサーにより感知する技術について、平成25年度に実証実験の分析・評価を行った。	・左記の技術について、平成26年度以降の現場導入を、平成27年度以降の普及を目指す。
	・鋼構造物における鋼材の肉厚を効率的に計測するため、超音波技術を用いた非接触式測定機の開発について、平成26年度中に計測手法の確立を図る。	・左記の技術について、平成26年度以降、現場導入に向けた現地計測を実施する。
	・狭隘な桟橋下部等における目視点検を効率的かつ確実に行うために視覚データを連続的に取得する遠隔操作無人調査装置（ROV（Remotely Operated Vehicle）等）の開発について、平成27年度までに技術的課題の解決を目指す。	・左記の技術について、平成27年度以降、現場等での実証実験を実施した上で、当該新技術の普及に向けた維持管理マニュアルへの反映を隨時実施していく。

⑦ 空港

- 滑走路、誘導路等の点検・診断について、目視点検・打音検査では異常が発見されない損傷が存在することから、損傷の点検・診断手法の技術研究開発を進める。

施設	研究開発	現場展開
空港土木施設 〔・滑走路 ・着陸帯 ・誘導路 ・エプロン ・排水施設 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・場周・保安道路 ・のり面 ・擁壁 ・護岸 ・道路・駐車場等〕	<ul style="list-style-type: none"> 維持管理の効率化のための技術として、空港舗装点検システムを開発した。 舗装の層間剥離を早期に確認するための技術として、熱赤外線カメラによる調査方法を確立した。 舗装の基層等における劣化・損傷等、目視点検・打音検査で異常が発見されない損傷が存在することから、損傷の点検・診断手法の技術開発を進める。 空港土木施設の維持管理の特殊性を踏まえ、施設整備及び更新の際に、ライフサイクルコスト等の検討を行った上で、維持管理に配慮した構造、工法を検討する。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記の技術について、国管理空港で段階的に現場導入を行っており、平成26年度に国管理の全空港で普及を完了する予定。 左記の技術について、国管理空港で段階的に現場導入を行っており、平成26年度に国管理の全空港で普及を完了する予定。 左記の技術について、平成26年度以降の現場導入、27年度以降の普及を目指す。 左記の技術について、平成26年度以降の現場導入・普及を目指す。
空港機能施設 〔・航空旅客の取扱施設〕		<ul style="list-style-type: none"> 国の建築物等の保全において活用している点検や修繕に関する新技術について、管理者に対して、引き続き、参考に情報提供する。

⑧ 鉄道

- 新技術を用いた鉄道施設の維持管理の高度化、合理化に資する技術開発について、昭和 62 年度に創設した「鉄道技術開発費補助金」による支援を行っており、引き続き、鉄道事業者等のニーズを踏まえ同支援を実施する。

施設	研究開発	現場展開
鉄道 〔・線路 ・停車場 ・電気設備 ・運転保安設備〕	・トンネルの維持管理に用いる軽量化された打音検査装置の開発等、新技術を用いた鉄道施設の維持管理の高度化、合理化に資する技術開発について、昭和 62 年度に創設した「鉄道技術開発費補助金」による支援を行っており、平成 26 年度からは高架構造物における常時モニタリングの技術開発を実施し、構造物の健全度を評価するシステムに係る実証結果の評価を行う。	
軌道 〔・軌道 ・線路建造物 ・電力設備 ・保安設備 ・通信設備〕		

⑨ 自動車道

- 該当無し

⑩ 航路標識

- 腐食劣化診断モニタリング技術について、平成 25 年度に策定した「劣化診断マニュアル」に基づく取組を進め、実証結果を評価する。その成果を踏まえ、劣化診断マニュアルの見直しを行い、現場への導入・普及を推進する。

施設	研究開発	現場展開
航路標識 〔・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所等〕	・腐食劣化診断モニタリング技術について、平成 25 年度に策定した「劣化診断マニュアル」に基づく取組を進め、26 年度中に実証結果を評価する。	・左記の技術について、実証結果の評価を踏まえ、平成 27 年度中に「劣化診断マニュアル」の見直しを行い、28 年度から現場導入・普及を目指す。

⑪ 公園

- 新技術が導入されている各事業における取組を整理・周知し広く普及を図る。

施設	研究開発	現場展開
都市公園等 〔・都市公園 ・特定地区公園 (カントリー パーク)〕		<p>・平成26年度から、新技術が導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、地方公共団体に対して、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。</p>

⑫ 住宅

- 公営住宅の長寿命化に係るモデル事業等を通じ、改修等に係る先導的な技術を現場で積極的に展開していく取組を支援するとともに、事業を通じて得られる技術的知見等を地方公共団体等に共有する。
- 足場を使わずに低コストで精度の良い検査を可能とするための外壁診断技術等の点検・診断技術を開発する。
- 既存共同住宅ストックの戦略的な維持管理を進める観点から改修のための技術等について、調査を実施した上で、性能分野毎の課題、技術の概要及び工事の進め方等をまとめた「技術情報」と「個別技術シート集」を作成・公表し、普及を図る。

施設	研究開発	現場展開
公営住宅		<p>・平成26年度以降実施する「公的賃貸住宅長寿命化モデル事業」を通じ、民間等からの先導性を有する改修等の取組を支援するとともに、事業を通じて得られる技術的知見等を地方公共団体に対して、参考に情報提供することで、現場導入・普及を目指す。</p>
公社賃貸住宅		
UR賃貸住宅		<p>・既存共同住宅ストックの戦略的な維持管理を進める観点から改修のための技術等について、「持続可能社会における既存共同住宅ストックの再生に向けた勉強会」において、平成24年度に調査を実施した上で、性能分野毎の課題、技術の概要及び工事の進め方等をまとめた「技術情報」</p>

		と「個別技術シート集」を作成し公表済みであり、引き続き普及を図る。
公営住宅	・実建物による外壁診断装置について、平成25年に実施した実証実験により、必要性能・機能について課題等を抽出した。26年度は性能・機能等に関する課題の分析を実施するとともに、診断精度向上のための技術的検討を引き続き実施し、性能評価のための技術資料を整備する。	・左記の技術について、平成26年度までの実証実験の結果を踏まえ、27年度以降の現場導入を進めるため、外壁診断マニュアル、外壁診断装置の技術評価基準等の整備を進め、30年度以降の普及を目指す。
公社賃貸住宅		
UR賃貸住宅		

⑬ 官庁施設

- 建築物全般に係る点検・診断、長寿命化に資する材料・構工法等について、有用な新技術の把握とその現場導入・普及に努める。

施設	研究開発	現場展開
官庁施設 〔・ 庁舎 ・ 宿舎 等〕		<ul style="list-style-type: none"> 建築物全般に係る点検・診断に関する新技術が現場導入されている各施設における取組を収集し、適用条件等を整理した上で、各省各庁及び地方公共団体に対して、引き続き、参考に情報提供することにより、現場導入・普及を目指す。 長寿命化に資する材料・構工法について、改修等の機会を捉えて、より一層の現場導入・普及を検討する。

⑭ 観測施設

- 該当無し

6. 予算管理

厳しい財政状況や、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、持続可能なメンテナンスを実現するため、以下の取組を推進する。

(1) トータルコストの縮減と平準化

維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減と平準化を図るため、「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」、「VI. 5. 新技術の開発・導入」において示した取組を強力に推進する。

さらに、人口減少、少子高齢化社会の到来を見据え、国土の利用や都市、地域構造の変化に応じたインフラ機能の維持・適正化を推進す

る。

具体的には、福祉等の生活サービス機能と居住を誘導することにより、集約型都市構造の形成に向けた取組を推進する。

また、各管理者は、他の関連する事業も考慮した上で、その施設の必要性、対策の内容や時期等を再検討し、その結果を踏まえ、修繕や更新、撤去等を推進する。

公的不動産（P R E : Public Real Estate）の有効活用を図るため、
「まちづくりのための公的不動産（P R E）有効活用ガイドライン（平成26年4月策定）」を活用し、質的向上や機能転換、用途変更や複合化・集約化を推進する。

（2）受益と負担の見直し

今後、増大が見込まれる更新需要に対応するため、財源確保の観点から受益と負担の見直しを進める。

料金等を徴収している施設については、個別施設毎の点検・診断結果に基づき、将来必要となる修繕や更新等に係る経費の見通しを明確化する取組を進めた上で、現在の料金等ではその対応が困難な場合には、必要な財源の確保に向けて検討を行う。

一例としては、老朽化が進む高速道路については、所要の法的措置※を講じ、建設債務の償還満了後、継続して料金を徴収する制度を創設し、更新に必要な財源を確保する。（※第186回国会に法案を提出中）

なお、その導入時期については、点検・診断の結果等のデータの取得状況や、修繕・更新等の必要経費の将来見通しの算定状況、利用者負担の増加の程度や経済社会への影響等に配慮しつつ、個別施設毎に慎重に判断するものとする。

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- ・個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）等に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の開発・導入により、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路施設 〔・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 ・高速道路について、建設債務の償還満了後、更新に必要な財源を確保するため、15年を上限として料金を継続して徴収し、更新事業に取り組む※。 (※第186回国会に法案を提出中) 	<ul style="list-style-type: none"> ・点検・修繕を最優先とし、必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（橋梁長寿命化修繕計画等）に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。 ・点検を最優先とし、必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

② 河川・ダム

- ・個別施設計画に基づく戦略的な維持管理・更新等を確実に推進し、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
河川管理施設 〔 ・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 ・中長期的な維持管理・更新費用のマネジメントの高度化に向け、河川にある様々な施設の実態に応じた耐用年数等を継続的に調査し、河川の管理特質に適した対策の評価手法や、維持管理・更新費用の推計手法の検討を総合的に進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
ダム	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 	

③ 砂防

- ・個別施設計画に基づく戦略的な維持、補修・改築、更新等を確実に推進し、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
砂防設備	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が計画的な維持、補修・改築、更新等を実施することにより、トータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 ○国の施工管理者としての取組 ・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）に基づく計画的な点検・診断、維持、補修・改築、更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（砂防関係施設長寿命化計画）に基づく計画的な点検・診断、維持、補修・改築、更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
地すべり 防止施設		
急傾斜地 崩壊防止施設		

④ 海岸

- ・個別施設計画に基づく戦略的な維持、補修・改築、更新等を推進し、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
海岸保全施設 (・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び 樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等)	<ul style="list-style-type: none"> ・海岸管理者が計画的な維持管理・更新等を実施することにより、トータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 	

⑤下水道

- ・個別施設計画（下水道長寿命化基本計画）に基づく戦略的な維持管理や改築等の推進や新技術の開発・導入により、トータルコストの縮減と平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
下水道 〔 ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	・地方公共団体が計画的な維持管理・改築等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。	

⑥ 港湾

- ・個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画）に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の開発・導入により、費用の縮減と平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	国有港湾施設所有者としての取組
港湾施設 〔 ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設〕	・港湾管理者が計画的な更新・修繕を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 ・定期点検診断結果等を用いて、港湾施設の供用期間中の概算補修費を算出する維持管理計算プログラム（LCC プログラム）を港湾管理者に提供する。	・国有港湾施設について、港湾管理者と密接に連携しつつ、必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（維持管理計画及び予防保全計画）に基づく計画的な更新・改良を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑦ 空港

- ・平成 25 年 9 月に「空港内の施設の維持管理指針」を新たに策定し、人命への影響及び航空機運航への影響の観点から、点検の対象施設、頻度、方法等について、空港管理者において必要な改善を図るとともに、空港毎に長期的視点に立った個別施設計画（維持管理・更新計画）を策定し、見直しを行っていくことにより、戦略的な維持管理・更新を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
空港土木施設 〔・滑走路 ・着陸帯 ・誘導路 ・エプロン ・排水施設 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・場周・保安道路 ・のり面 ・擁壁 ・護岸 ・道路・駐車場等〕	<ul style="list-style-type: none"> 地方空港管理者等が計画的な点検・診断、修繕・更新を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> 国管理空港については、必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（維持管理・更新計画）に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。
航空保安施設	<p>【無線施設／航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等が個々の施設に対し老朽化判断を行い、適切な更新時期を決定できるよう、航空局及び地方航空局の保安部において、毎年指導を実施する。 	<p>【無線施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理空港等について、個々の施設に対し老朽化判断を行い、これまで構築してきた体制を活用するとともに、障害情報等のデータベース等を活用して適切な更新時期を決定し、更新・修繕等に必要な予算の安定的な確保に努める。 <p>【航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国管理空港について、計画に基づく修繕等に必要な予算の安定的な確保に努める。

⑧ 鉄道

- 戦略的な維持管理・更新等を確実に推進させるための事業に係る必要な予算の安定的な確保に努める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
鉄道 〔・線路 ・停車場 ・電気設備 ・運転保安設備〕	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者等が計画的な維持管理・更新等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」 	

軌道 〔・軌道 ・線路建造物 ・電力設備 ・保安設備 ・通信設備〕	及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。	
--	----------------------------------	--

⑨ 自動車道

- ・該当なし

⑩ 航路標識

- ・個別施設計画（長寿命化計画）に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の開発・導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
航路標識 〔・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等〕		・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（長寿命化計画）に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑪ 公園

- ・戦略的な維持管理・更新等を確実に推進するため、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
都市公園等 〔・都市公園 ・特定地区公園（カントリー・パーク）〕	・地方公共団体が計画的な点検・診断、修繕・更新を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。	・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画（長寿命化計画）に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するなどにより、トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑫ 住宅

- ・戦略的な維持管理・更新等を確実に推進するため、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
公営住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体が施設を長期にわたり維持・活用していくことでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇交付金等による支援」及び「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 	

⑬ 官庁施設

- ・個別施設計画（長寿命化計画）に基づく戦略的な維持管理・更新等の推進や新技術の導入により、トータルコストの縮減、平準化を図るとともに、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 〔・庁舎 ・宿舎 等〕	<ul style="list-style-type: none"> ・各省各庁や地方公共団体等の保全業務の適正な実施に必要となる費用の算出について、引き続き技術的支援を実施する。 ・各省各庁が「中長期保全計画」に基づき、計画的な更新等を実施することでトータルコストの縮減と平準化が図られるよう、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の取組を継続する。 <p>(以下は、官庁営繕部が施設を整備する立場から実施する内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・トータルコストの縮減と予算の平準化を図るため、平成 26 年度中に、各地域における官庁施設の整備構想を踏まえた、中長期における官庁施設の整備計画を策定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な予算の安定的な確保に努め、前述の「VI. 4. 個別施設計画の策定・推進」の個別施設計画に基づく計画的な点検・診断、修繕・更新を実施するとともに、前述の「VI. 5. 新技術の開発・導入」の取組を推進することで、トータルコストの縮減・平準化を図る。

⑯ 観測施設

- ・戦略的な維持管理・更新等を確実に推進するため、必要な予算の安定的な確保に向けた取組を進める。

7. 体制の構築

厳しい財政状況や、人口減少、少子高齢化が進展する将来を見据え、維持管理・更新等を着実に推進するために必要となる人材・体制を継続的に確保するため、以下の取組を推進する。

(1) 維持管理・更新等に係る技術者の確保・育成

① 資格制度の充実

維持管理・更新等を実施する際に必要となる技術力を確保するため、人材育成やメンテナンスの質の確保の観点から、資格制度の充実を図る。

具体的には、点検・診断等の業務を実施する際に必要となる能力や技術を、国が施設分野・業務分野毎に明確化するとともに、関連する民間資格について評価し、当該資格を必要な能力や技術を有するものとして認定する仕組みを構築する。

今後、有識者の意見を踏まえつつ、平成27年度以降の活用を目指し、26年度中に制度を確立する。

② 高度な技術力を有する技術者の活用体制の構築

長大橋等、構造が複雑かつ大規模で、あらゆる面で高度な技術力を要する施設については、大規模修繕や大規模更新は極めて困難であり、点検・診断や予防保全を高い精度で実施し、長期にわたり安全に利用し続けることが求められる。

堤防等、過去の変状・被災、それらに対する災害復旧や維持修繕等の履歴から得られる知見や経験を踏まえた高度な技術に基づく異常箇所の発見、対応の判断等が必要となる施設もある。

このため、高度な技術力を有する技術者による支援体制を確立する。具体的には、国土技術政策総合研究所、独立行政法人土木研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、地方整備局等の人材を活用し、技術者が不足する地方公共団体等への技術的助言体制を確立する。

(2) 管理者間の相互連携体制の構築

人口減少、少子高齢化の進展が見込まれる中、小規模な市町村においても将来にわたってインフラを管理できるよう、国、都道府県、市町村等が広域的に連携するなどの仕組みを構築する。

具体的には、つながりの強い地域単位で各インフラの管理者から成るメンテナンスに係る協議会を設置し、施設の老朽化の進展状況等の課題、対策を講じる上での優先順位の考え方、修繕等の措置の内容や

時期、その他の事項について協議会を構成する管理者等の間で共有し、当該施設の管理者のみでは対応困難な施設については、必要に応じて権限代行の活用や委託による一括発注を行うなど、広域的連携や支援の仕組みを構築する。

(3) 担い手確保に向けた環境整備

「VI. 1. (3) 担い手確保に向けた入札契約制度等の見直し」に加え、以下の取組を推進する。

(適正な施工体制の確保の徹底)

修繕工事等の小規模工事も含めて、施工体制台帳の作成・提出義務を拡大し、施工体制の把握を徹底することにより、手抜き工事や不当な中間搾取を防止する。また、技能労働者に適切な賃金が行き渡る環境の整備を図るため、重層下請構造の実態を把握し、必要に応じて対策を実施する。

(魅力ある環境の整備)

建設産業における高齢化と若年入職者の減少といった問題に対応するため、技能労働者への適切な水準の賃金支払いの確保や、建設業界と一体となった社会保険等への加入徹底に向けた取組を強化すること等を通じ、技能労働者の将来への不安を払拭する。

加えて、富士教育訓練センター等の職業訓練施設を活用したO F F – J T (Off-the-Job Training) を推進するほか、技能労働者が保有する施工能力に係る資格や研修履歴、工事経験、社会保険等への加入状況を I C T 技術により蓄積・活用する仕組みを関係者一体となって検討するとともに、技能労働者の技能の適正な評価を推進するなど、技能労働者を巡る環境の改善を目指す。

建設産業が将来にわたって「地域の守り手」、「町医者」としての役割を果たしていくようにするために、上記の施策をはじめ、建設産業における待遇・誇り・将来性を確保しつつ、女性の入職拡大、より効率的な建設生産システムの構築といった施策を総合的に進めていく。

(包括的民間委託や PPP/PFI の活用)

包括的民間委託や PPP/PFI(Public Private Partnership/Private Finance Initiative) の活用についても検討し、調整が整ったものから順次導入を図る。

(4) 国民等の利用者の理解と協働の推進

既にN P O (NonProfit Organization) 等の民間団体が維持管理に係る取組を推進している事例に鑑み、管理者が当該団体等を協力団体等として指定し、維持管理に必要な工事等の実施や占用に係る手続き

の簡素化等を推進する。

また、資格制度等と一体となった運用等についても検討し、協力団体等の活動内容の充実を図る。

さらに、国民等のインフラの利用者がその重要性を理解し、適切な対応を行うことで、施設の長寿命化が図られ、国民の負担が軽減されることから、施設の現地見学会や維持管理への参画等により、国民の理解と協働を推進する。

(5) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- 各道路管理者におけるメンテナンスサイクルを持続的に回す仕組みを構築するため、特に地方公共団体の取組みに対する体制支援を検討する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
道路施設 〔・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等〕	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 上記に加え、点検・診断の信頼性を高めることが必要であり、平成26年度から、点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。 	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 上記に加え、点検・診断の信頼性を高めることが必要であり、平成26年度から、点検・診断の知識、技能、実務経験を有する技術者を確保するための資格制度を検討する。 前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。

	<p>○管理者等の相互連携の強化</p> <p>以下について、平成26年度中に開始する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・都道府県・市町村から構成される支援組織を都道府県毎に設置し、市町村を対象に技術的支援を行う。 ・メンテナンス業務は、地域単位での一括発注や複数年契約等、効率的な方式の導入を検討する。 ・橋梁等の点検・診断等に関し、社会的に影響のある路線や構造が複雑な施設等について、国の職員等を派遣し、技術支援を実施、支援結果を記録するなど、技術的支援の体制や制度を構築する。その際、財政的支援も含めて国が支援する。 ・地方公共団体が管理する高度な技術を要する橋梁等の緊急的な修繕・更新等については、国による代行制度の活用を検討する。 ・重要性、緊急性の高い橋梁等は、利用状況を踏まえた集約化・撤去を進めつつ、必要に応じて、国や高速道路会社が定期点検や修繕等を代わりに行うことを検討する。 ・地方公共団体支援のため、国の研究所、各地方整備局等の技術事務所及び国道事務所の体制強化や、専門的知見を有する職員の育成に取り組む。 ・橋梁等の点検や修繕等について、実務経験のある技術者を登録するなどして、メンテナンスの現場での有効活用を検討する。 ・平成26年度に、重大な事故発生直後より、地方公共団体の要請に応じて、原因の究明や再発防止策等を検討する常設の第三者委員会を設置する。 	
--	--	--

- 国民等の利用者の理解と協働の推進
以下について、平成26年度中に開始する。
- ・道路インフラの現状や老朽化対策の必要性に関する国民の理解を促進するため、橋梁等の老朽化の状況、点検・診断結果や措置の実施状況等に関する情報を支援組織でとりまとめ、国民・道路利用者と積極的な共有を検討する。
 - ・地域住民や学生、マスコミを対象とした橋梁の現地見学会や、各地域における産学官の連携による橋守制度の取組拡大等、老朽化の現状や対策についての理解と協働の取組を推進する。
 - ・平成26年5月に公表した「[道路の老朽化対策に向けた大型車両の通行の適正化方針](#)」に基づき、車両の大型化に対応した許可基準の見直し及び適正利用者に対する許可手続を簡素化する一方で、悪質な違反者に対しては厳罰化し、大型車両の通行の適正化を図る。

② 河川・ダム

- ・持続可能な維持管理・更新等に取り組めるよう、河川管理経験者や市民団体等との連携を強化するための取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
河川管理施設 〔 ・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等〕	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・高度な技術力を有する国の技術者による支援体制を継続し、技術者が不足する地方公共団体等の維持管理に関する技術向上につなげる。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 <p>○管理者等の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体等との会議等を活用して情報共有を継続する。 <p>○国民等の利用者の理解と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度に創設した河川協力団体制度の運用を始めとして、河川環境の整備・保全、生活環境の維持、広報・啓発活動等、河川の管理における役割を期待されている市民団体等との連携強化を推進する。 	
ダム		

③ 砂防

- ・国土交通省が事業を実施している現場においては、これまでに構築した点検等に係る体制を維持し、計画的な維持、補修・改築、更新等の実施に努める。
- ・維持管理に関する砂防分野の民間資格の活用により、維持管理の技術的な水準の確保を図る
- ・地元住民の維持管理への参加が促進されるよう、都道府県の取組事例を周知・共有する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
砂防設備	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 <p>○管理者等の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等において、有効な維持管理手法について報告するなどの、点検・維持管理に係る情報共有を継続する。 <p>○国民等の利用者の理解と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元住民の維持管理への参加が促進されるよう、都道府県の取組事例を周知・共有する。 	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・国土交通省が事業を実施している現場においては、年1回程度の定期点検等を実施するために必要な体制を構築しており、その体制を維持する。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。 <p>○管理者等の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県との調整会議や協議の場等を活用して、情報共有を継続する。
地すべり 防止施設		
急傾斜地 崩壊防止施設	<p>○国の施工管理者としての取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省が事業を実施している現場においては、年1回程度の定期点検等を実施するために必要な体制を構築しており、その体制を維持する。 ・都道府県との調整会議や協議の場等を活用して、情報共有を継続する。 	

④ 海岸

- ・維持管理に関する民間資格の活用等により、維持管理の技術的な水準の確保を図るとともに、的確な発注の確保を推進する。
- ・市民団体等との連携を強化するための取組を推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び 樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 <p>○国民等の利用者の理解と協働の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、海岸の管理に協力する法人又は団体（NPO等）を海岸管理者が海岸協力団体として適切に指定できるよう、認定基準の検討を進め、清掃や希少動植物の保護等、地域の実情に応じ多岐にわたる海岸管理を充実させる。 	

⑤ 下水道

- ・人材育成の観点から、研修や情報共有をさらに推進する。
- ・また、包括的民間委託を含む PPP/PFI の活用を引き続き推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
下水道 〔 ・管路施設 ・処理施設 ・ポンプ施設 等〕	<p>○技術者の確保・育成 ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。</p> <p>○管理者等の相互連携の強化 ・平成26年度から、広域連携・広域支援等の推進を図るために、必要な方策の検討を行う。</p> <p>○担い手確保に向けた環境整備 ・平成26年3月に策定した「下水道事業における公共施設等運営事業等の実施に関するガイドライン（案）」により、PPP/PFIに取り組む地方公共団体への支援を継続する。</p> <p>○国民等の利用者の理解と協働の推進 ・地域住民等を対象とした施設の現地見学や出前講座等による広報活動に係る取組を推進する。</p>	

⑥ 港湾

- ・維持管理に関する民間資格の活用等により、維持管理の技術的な水準の確保を図るとともに、適切な発注により品質を確保する。
- ・港湾管理者等が円滑に維持管理・更新を行うため、各地方整備局等の港湾空港部等や国土技術政策総合研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所ライフサイクルマネジメント支援センターが技術相談等を連携して支援する。

施設	所管者としての取組	国有港湾施設所有者としての取組
港湾施設 ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 ・荷さばき施設 ・旅客乗降用 固定施設 ・保管施設 ・船舶役務用施設 ・廃棄物埋立護岸 ・海浜 ・緑地 ・広場 ・移動式旅客 乗降用施設	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 ○管理者間の相互連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・各種会議等において、有効な維持管理情報について報告するなどの、点検・維持管理に係る情報共有を継続する。 ・港湾管理者支援のため、国の研究所、各地方整備局等の技術調査事務所及び港湾事務所等の体制強化や、専門的知見を有する職員の育成を継続する。 ○国民等の利用者の理解と協働の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民等を対象とした施設の現地見学等による広報活動に係る取組を継続する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○技術者の確保・育成 <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。 ○管理者等の相互連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・港湾単位の維持管理・更新計画である予防保全計画を港湾管理者と協働で策定及び更新する。

⑦ 空港

- ・産学官の各主体が有する維持管理に係る技術的知見、ノウハウ(経験知)等を共有し、情報交換と連携・支援を推進することにより、各主体のメンテナンス技術・管理水準の向上を図る。
- ・地方空港管理者等が円滑に維持管理・更新を行えるよう、本省航空局、各地方航空局、国土技術政策総合研究所及び独立行政法人港湾空港技術研究所が連携して技術的な支援を実施する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
空港土木施設 〔 ・滑走路 ・着陸帯 ・誘導路 ・エプロン ・排水施設 ・共同溝 ・地下道 ・橋梁 ・場周・保安道路 ・のり面 ・擁壁 ・護岸 ・道路・駐車場 等〕	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 <p>○管理者等の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業、大学等及び研究機関並びに航空局及び各空港管理者等の産学官の各主体が有する維持管理に係る技術的知見、ノウハウ等を共有し、情報交換と連携・支援を推進することにより、引き続き、各主体のメンテナンス技術・管理水準の向上を図る。 	
航空保安施設	<p>○技術者の確保・育成</p> <p>【無線施設／航空灯火】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 	

⑧ 鉄道

- ・鉄道事業者等における施設等の維持管理・更新等が的確であるかを確認する保安監査について、監査の方法及び組織体制の強化・充実を図る。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
鉄道 〔 ・線路 ・停車場 ・電気設備 ・運転保安設備〕	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道事業者等における施設等の維持管理・更新等が的確であるかを確認する保安監査について、監査の方法及び組織体制の強化・充実を図る。 <p>○技術者の確保・育成</p>	

軌道 〔 ・軌道 ・線路建造物 ・電力設備 ・保安設備 ・通信設備 〕	・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。	
索道 〔 ・索道線路等 ・停留場 ・原動設備 ・握索装置等 ・保安設備 〕		

⑨ 自動車道

- ・該当無し

⑩ 航路標識

- ・航路標識の附属施設（道路、法面、鋼製の橋梁等）の点検・診断業務の事業者選定の際、点検・診断等に関連する民間資格を国が評価・認定する仕組みの活用について検討する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
航路標識 〔 ・灯台 ・灯標 ・立標 ・浮標 ・無線方位信号所 等 〕		<p>○技術者の確保・育成</p> <p>・平成26年度から、航路標識の附属施設（道路、法面、鋼製の橋梁等）について、準拠する民間資格制度の利活用の検討を行い、維持管理に関する技術力向上と適切な発注による品質の確保を図る。</p>

⑪ 公園

- ・地方公共団体へ情報提供する機会を設け、点検等に係る情報共有を一層推進する。
- ・更なる事業の効率化に向け、指定管理者制度等の活用を促進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
都市公園等 〔・都市公園 ・特定地区公園 （カントリー パーク）〕	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等○研修・講習の充実」の取組を推進し、技術者の育成を継続する。 <p>○管理者等の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体へ情報提供する機会を設け、点検等に係る情報共有を一層推進する。 <p>○担い手確保に向けた環境整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間活用（指定管理者制度等）の取組等を通じた効率的な管理について、地方公共団体等に対し先進的な取組に係る情報提供を行う。 	<p>○技術者の確保・育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に、点検・診断等に関する民間資格について評価する資格制度の検討を行い、検討結果を踏まえた資格制度により、維持管理に関する技術的な水準の確保と適切な発注による品質の確保を図る。 <p>○管理者間の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局等の担当者が集まる会議等を活用し、情報提供を継続する。

⑫ 住宅

- ・人材育成の観点から、事業主体間の情報共有を一層推進する。
- ・また、更なる事業の効率化に向け、指定管理者制度等の活用について推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
公営住宅	<p>○管理者等の相互連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業主体である地方公共団体等が構成する「公共住宅事業者等連絡協議会」等を積極的に活用し、点検・維持管理等に係る事業主体間の情報共 	
公社賃貸住宅		

UR賃貸 住宅	有を継続する。 ○担い手確保に向けた環境整備 ・公営住宅における民間活用の取組等を通じた効率的かつ的確な点検・維持管理等について、引き続き推進する。	
------------	--	--

⑬ 官庁施設

- 専門知識や経験の少ない保全担当者に対する情報提供や研修を行うなど、保全業務の適正化に向けた支援を総合的に推進する。

施設	所管者としての取組	管理者としての取組
官庁施設 〔・庁舎 ・宿舎 等〕	○技術者の確保・育成 ・各省各庁において、施設保全責任者が設置され、保全実施体制が確立されるよう、保全指導を引き続き行う。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。 ○管理者等の相互連携の強化 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を継続し、管理者等の相互連携の強化を継続する。	○技術者の確保・育成 ・平成26年度中に、自らが管理する全ての官庁施設で施設保全責任者を設置する。 ・前述の「VI. 1. 点検・診断／修繕・更新等〇研修・講習の充実」の取組を継続し、技術者の育成を継続する。

⑭ 観測施設

- 該当なし

8. 法令等の整備**(1) 責務の明確化**

点検や基準類等の位置付けが不明確な施設について、機会を捉えて法令等で明示し、管理者の責務を明確化する。

(2) 社会構造の変化に対応した制度の構築

建築基準法等の分野横断的な法令等や各分野の法令等を引き続き適切に運用するとともに、社会構造の変化や本計画に基づく取組を進める中で発生する新たな課題に対応するため、制度化が必要な事項については、機会を捉えて法令等の整備を推進する。

(3) 施設毎の取組

施設毎の具体的な取組については、以下のとおりである。

① 道路

- 各道路管理者による的確な維持管理の実現を図るため、平成 25 年度の道路法等の改正により、点検等にかかる規定を設け、メンテナンスサイクルの構築に必要な事項を法令上に位置づけたところであり、この適正な運用を図る。
- 今後も、[道路法](#)、[道路法施行令](#)、[道路法施行規則](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を推進する中で、必要に応じて制度の充実等を図ることとする。
- また、[道路整備特別措置法等*](#)を改正し、高速道路の老朽化に対応した迅速かつ計画的な更新事業を進める。 （※第186回国会に法案を提出中）

施設	所管者としての取組
道路施設 〔 ・橋梁 ・トンネル ・大型の構造物 ・横断歩道橋 ・門型標識 ・シェッド等 等〕	<p>○道路法</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 25 年度の道路法等の改正により、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことを明確化するとともに、橋梁、トンネル及び大型の構造物については、平成26年7月の 道路法施行規則等の施行により、5年に1回、近接目視を基本とする点検を規定、健全度の判定区分を4つに区分。 <p>○道路整備特別措置法・高速道路機構法*（※第186回国会に法案を提出中）</p> <ul style="list-style-type: none"> 高速道路機構・高速道路会社間の協定と、高速道路機構の業務実施計画に更新事業を明記。 更新需要に対応した新たな料金徴収年限の設定。 (料金の徴収期間の満了の日を変更（平成62年→平成77年）)

② 河川・ダム

- 平成25年度の[河川法](#)等の改正により、河川管理施設又は許可工作物の管理者が施設を的確に維持・修繕すべきことを明確化する規定等を設けたところであり、この適正な運用を図る。
- 今後も、[河川法](#)、[河川法施行令](#)、[河川法施行規則](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

施設	所管者としての取組
河川管理施設 (・堰 ・水門 ・床止め ・樋門・樋管 ・閘門 ・陸閘 ・揚排水機場 ・浄化施設 ・管理橋 ・堤防 ・護岸 ・樹林帯 等) ダム	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度の河川法改正により、河川管理施設又は許可工作物の管理者が施設を的確に維持・修繕すべきことを明確化する規定を新たに設けるとともに、河川法施行令において点検の方法や点検を踏まえた的確な修繕の実施等について最低限の技術的基準を定めたところであり、この適正な運用を図る。 許可工作物については河川管理者としても法に基づく監督処分等の権限を有していることから、設置者に対し、技術的基準を踏まえた指導を行っていく。

③ 砂防

- 今後も、[砂防法](#)、[地すべり等防止法](#)、[急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律](#)並びに関連する政省令及び告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

④ 海岸

- 今後も、[海岸法](#)、[海岸法施行令](#)、[海岸法施行規則](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

施設	所管者としての取組
海岸保全施設 ・堤防 ・護岸 ・胸壁 ・水門及び 樋門 ・排水機場 ・陸閘 ・突堤 ・離岸堤 ・砂浜 等)	平成26年度に以下の事項について 海岸法 の改正案等、必要な法令等を提出。 ・海岸管理者の海岸保全施設に関する維持・修繕の責務を明確化。 ・予防保全の観点から維持又は修繕に関する技術的基準の策定。 ・海岸協力団体の指定による清掃や希少動植物の保護等、地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実。

⑤ 下水道

- 今後も、[下水道法](#)、[下水道法施行令](#)、[下水道法施行規則](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑥ 港湾

- 平成25年度の港湾法等の改正により、定期的な点検方法にかかる規定を設けたところであり、この適正な運用を図る。
- 今後も、港湾法、港湾法施行令、港湾の施設の技術上の基準を定める省令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を推進する中で、必要に応じて制度の充実等を図ることとする。

施設	所管者としての取組
港湾施設 〔 ・水域施設 ・外郭施設 ・係留施設 ・臨港交通施設 ・荷さばき施設 ・旅客乗降用固定施設 ・保管施設 ・船舶役務用施設 ・廃棄物埋立護岸 ・海浜 ・緑地 ・広場 ・移動式旅客乗降用施設	平成25年度の <u>港湾法</u> 改正に伴い「 <u>港湾の施設の技術上の基準を定める省令</u> 」及び「技術基準対象施設の維持に關し必要な事項を定める告示」を改正し、技術基準対象施設の点検方法の明確化、港湾管理者による水際の民有港湾施設への立入検査及び報告徴収等の詳細についてとりまとめたところであり、これらの適切な運用を図る。

⑦ 空港

- 今後も、航空法、航空法施行令、航空法施行規則及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑧ 鉄道

- 今後も、鉄道営業法、鉄道に関する技術上の基準を定める省令及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

VII. フォローアップ計画

⑨ 自動車道

- 今後も、[道路運送法](#)、[自動車道事業規則](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を推進する中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑩ 航路標識

- 今後も、所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑪ 公園

- 今後も、所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑫ 住宅

- 今後も、[建築基準法](#)、[公営住宅法](#)、[地方住宅供給公社法](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑬ 官庁施設

- 今後も、[官公庁施設の建設等に関する法律](#)及び関連する告示・通達等の所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

⑭ 観測施設

- 今後も、所管法令等を適切に運用するとともに、本計画に基づく取組を進める中で、必要となる制度や法令等について検討し、機会を捉えた整備を行う。

VII. フォローアップ計画

本計画を継続し発展するため、「VI. 必要施策に係る取組の方向性」の「施設毎の具体的な取組」を引き続き充実・深化させる。

併せて、上記の取組も含む計画に関する進捗状況を把握するとともに、進捗が遅れている施策の課題の整理と解決方策等の検討を行うため、必要に応じ、[「社会資本の老朽化対策会議」](#)等においてフォローアップを行う。

また、必要に応じ、[「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」](#)において報告するとともに、他省庁との連携方策のあり方についても適宜見直しを行う。

VII. フォローアップ計画

本計画の取組の進捗や、各分野における最新の取組状況等については、以下の国土交通省ホームページ等を通じて積極的に情報提供を図る。

http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/point/sosei_point_mn_000003.html

将来の維持管理・更新費の推計方法等について

<維持管理費、更新費の定義>

維持管理費	施設、設備、構造物等（以下「施設等」）の機能の維持のために必要となる点検・調査、補修・修繕等に要する費用
更新費	老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備すること等に要する費用。（原則として耐震基準の改正等への対応に伴う機能向上は含む。）

<推計の前提条件>

推計の対象範囲	分野	10 分野（道路、治水、下水道、港湾、公営住宅、公園、海岸、空港、航路標識、官庁施設）*
	管理者	国、地方公共団体、地方道路公社、独立行政法人水資源機構
推計の考え方		建設年度毎の施設数を調査し、過去の維持管理、更新実績等を踏まえ、将来の維持管理費、更新単価・時期を各分野毎に設定
将来の新設や除却の取り扱い		今後の新設、除却量は推定が困難であるため考慮していない
施設更新時の機能向上		同等の機能で更新（但し、現行の耐震基準等への対応は含む）
更新時期		実績や予測式又は法令に基づく耐用年数等を考慮して設定
その他		用地費、補償費、災害復旧費は含まない

*社会資本には、10 分野以外にも国土交通省所管の社会資本として民間企業の所管する鉄道施設、高速道路等があるほか、上水道、学校施設等があるが、今回の推計対象範囲には含まれていない。

<将来の維持管理・更新費の推計方法>

維持管理費	近年の維持管理費の実績から推計（公営住宅、航路標識、官庁施設は標準的な施設等を想定した単価を設定するなどして推計）
更新費	【①更新が必要となる施設等の数量】×【②施設等の更新単価】 ①実績や予測式又は法令に基づく耐用年数等を考慮し推計 ②実績をもとに推計 (公営住宅、航路標識、官庁施設については、標準的な施設等を想定し簡易な積算等から推計)

なお、個々の社会資本で、施設の立地条件の違いによる損傷程度の差異や維持管理・更新工事での制約条件が異なる等の理由により、維持管理・更新単価や更新時期に幅があるため、推計額は幅を持った値としている。